

有価証券報告書

第153期（自 平成27年4月1日）
（至 平成28年3月31日）

株式会社 関西アーバン銀行

E 0 3 6 5 6

第153期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 関西アーバン銀行

目 次

	頁
第153期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	23
3 【対処すべき課題】	23
4 【事業等のリスク】	24
5 【経営上の重要な契約等】	30
6 【研究開発活動】	30
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	31
第3 【設備の状況】	33
1 【設備投資等の概要】	33
2 【主要な設備の状況】	33
3 【設備の新設、除却等の計画】	38
第4 【提出会社の状況】	39
1 【株式等の状況】	39
2 【自己株式の取得等の状況】	60
3 【配当政策】	61
4 【株価の推移】	61
5 【役員の状況】	62
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	66
第5 【経理の状況】	78
1 【連結財務諸表等】	79
2 【財務諸表等】	141
第6 【提出会社の株式事務の概要】	161
第7 【提出会社の参考情報】	162
1 【提出会社の親会社等の情報】	162
2 【その他の参考情報】	162
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	163
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月29日

【事業年度】 第153期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役会長兼頭取 橋本 和正

【本店の所在の場所】 大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号

【電話番号】 大阪(06)6281-7000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 市岡 和人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号
株式会社関西アーバン銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5203-2001

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 東京事務所長 江南 寿久

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部
(滋賀県大津市中央4丁目5番12号)
株式会社関西アーバン銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地)
株式会社関西アーバン銀行神戸支店
(兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
連結経常収益	百万円	107,720	106,229	100,402	95,851	90,346
連結経常利益	百万円	10,500	5,257	26,182	23,077	22,218
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△は親会社株主に 帰属する当期純損失)	百万円	6,272	△5,318	18,447	17,354	16,016
連結包括利益	百万円	9,267	5,560	16,431	24,335	12,976
連結純資産額	百万円	147,732	135,775	163,480	182,612	190,657
連結総資産額	百万円	4,280,896	4,302,709	4,128,638	4,323,067	4,483,017
1株当たり純資産額	円	111.18	112.00	1,195.24	1,447.36	1,556.98
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損 失金額)	円	6.41	△9.34	232.32	209.50	191.77
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	6.41	—	146.35	131.80	122.90
自己資本比率	%	2.77	2.77	3.92	4.19	4.22
連結自己資本利益率	%	5.37	△4.46	19.72	15.65	12.54
連結株価収益率	倍	19.63	—	5.29	5.94	5.78
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△32,319	△10,827	△169,457	165,888	34,206
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△23,843	99,721	122,905	△23,288	△461
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△5,441	△17,578	△11,550	△14,317	△30,374
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	158,326	229,635	171,526	299,815	303,186
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,677 〔909〕	2,603 〔915〕	2,532 〔952〕	2,496 〔927〕	2,542 〔885〕

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。

2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額（又は当期純損失金額）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成25年9月13日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日）を適用しております。また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 平成26年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成25年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出してしております。

4 平成24年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、純損失が計上されているので記載していません。

5 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出してしております。

6 平成26年度の連結自己資本利益率は、退職給付に関する会計基準等改正に伴う会計方針の変更による影響額を反映した期首純資産の部の合計額を基に算出してしております。

7 平成24年度の連結株価収益率については、純損失が計上されているので、記載していません。

8 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）第39項に掲げられた定め等を適用し、当連結会計年度より、「連結当期純利益（又は連結当期純損失）」を「親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）」としております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第149期	第150期	第151期	第152期	第153期
決算年月		平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
経常収益	百万円	98,245	96,282	90,295	85,577	81,737
経常利益	百万円	8,143	2,303	23,178	22,266	20,422
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	5,337	△6,204	16,515	17,011	15,130
資本金	百万円	47,039	47,039	47,039	47,039	47,039
発行済株式総数	千株	普通株式 737,918 第一回 甲種優先株式 27,500 第二回 甲種優先株式 23,125	普通株式 737,918 第一回 甲種優先株式 27,500 第二回 甲種優先株式 23,125	普通株式 737,918 第一種 優先株式 73,000	普通株式 73,791 第一種 優先株式 73,000	普通株式 73,791 第一種 優先株式 73,000
純資産額	百万円	120,868	120,575	162,897	180,674	191,321
総資産額	百万円	4,276,906	4,298,117	4,124,512	4,320,918	4,483,684
預金残高	百万円	3,691,209	3,724,456	3,681,724	3,752,822	3,821,907
貸出金残高	百万円	3,508,484	3,564,701	3,565,661	3,605,829	3,766,204
有価証券残高	百万円	520,965	431,534	300,907	326,753	298,956
1株当たり純資産額	円	113.85	113.47	1,203.40	1,437.63	1,583.12
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 3.00 (-) 第一回 甲種優先株式 30.71 (-) 第二回 甲種優先株式 30.71 (-)	普通株式 3.00 (-) 第一回 甲種優先株式 30.62 (-) 第二回 甲種優先株式 30.62 (-)	普通株式 4.00 (-) 第一種 優先株式 18.77 (-)	普通株式 40.00 (-) 第一種 優先株式 26.78 (-)	普通株式 40.00 (-) 第一種 優先株式 26.32 (-)
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	5.14	△10.54	206.03	204.84	179.72
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	5.14	—	131.03	129.20	116.10
自己資本比率	%	2.82	2.80	3.94	4.18	4.26
自己資本利益率	%	4.47	△5.14	11.65	15.31	11.69
株価収益率	倍	24.48	—	5.96	6.08	6.17
配当性向	%	58.30	—	19.41	19.52	22.25
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,494 〔827〕	2,430 〔826〕	2,364 〔874〕	2,378 〔858〕	2,429 〔822〕

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 第151期（平成26年3月）の普通株式に係る1株当たり配当額のうち50銭は、関西アーバン銀行に商号を変更して10周年を迎えたことによる記念配当であります。
- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額（又は当期純損失金額）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成25年9月13日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日）を適用しております。
- 4 平成26年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第151期（平成26年3月）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。
- 5 第150期（平成25年3月）の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、純損失が計上されているので記載しておりません。
- 6 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7 第152期（平成27年3月）の自己資本利益率は、退職給付に関する会計基準等改正に伴う会計方針の変更による影響額を反映した期首純資産の部の合計額を基に算出しております。
- 8 第150期（平成25年3月）の株価収益率については、純損失が計上されているので、記載しておりません。
- 9 第150期（平成25年3月）の配当性向については、純損失が計上されているので、記載しておりません。

2 【沿革】

大正11年 7月 1日	山城無尽株式会社設立
大正14年 8月23日	華実無尽株式会社設立
大正14年11月29日	興業無尽株式会社設立
昭和17年10月 2日	華実無尽株式会社と興業無尽株式会社が合併し、滋賀無尽株式会社を設立
昭和26年10月19日	山城無尽株式会社が株式会社関西相互銀行に商号変更
昭和26年10月20日	滋賀無尽株式会社が株式会社滋賀相互銀行に商号変更
昭和32年 1月 7日	株式会社関西相互銀行の本店を大阪市南区日本橋筋に移転
昭和42年 7月 3日	株式会社関西相互銀行の本店を大阪市南区八幡町(現中央区心斎橋筋)に移転
昭和43年11月 1日	株式会社滋賀相互銀行の本店を大津市に移転
昭和48年10月15日	株式会社関西相互銀行が大阪証券取引所市場第二部上場
昭和50年 2月 1日	関西総合リース株式会社設立
昭和50年 3月 1日	株式会社関西相互銀行が大阪証券取引所市場第一部へ指定替え
昭和51年 9月24日	関西ビジネス株式会社設立
昭和52年 6月23日	関西総合信用株式会社設立
昭和58年 1月26日	株式会社関西クレジット・サービス設立
昭和58年 4月 1日	びわこ総合リース株式会社設立
昭和58年10月 1日	株式会社滋賀相互銀行が大阪証券取引所市場第二部上場、京都証券取引所上場
昭和60年 9月 2日	株式会社滋賀相互銀行が大阪証券取引所市場第一部へ指定替え
昭和61年11月11日	びわこ信用保証株式会社設立
平成元年 2月 1日	株式会社関西相互銀行が普通銀行に転換し、株式会社関西銀行に商号変更 株式会社滋賀相互銀行が普通銀行に転換し、株式会社びわこ銀行に商号変更
平成元年 3月17日	びわ銀カード株式会社設立
平成元年 4月 1日	関西総合リース株式会社が関銀リース株式会社に商号変更
平成元年 6月16日	びわこ総合リース株式会社が びわ銀リース株式会社に商号変更
平成11年 1月19日	株式会社関西銀行が株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)等を引受先とする第三者割当増資を実施
平成12年 9月26日	関西さわやか株式会社設立
平成13年 1月25日	関西さわやか株式会社が株式会社関西さわやか銀行に商号変更
平成13年 2月 5日	株式会社関西さわやか銀行、銀行免許取得
平成13年 2月26日	株式会社関西さわやか銀行、株式会社幸福銀行から営業を譲受け、銀行業の営業開始
平成13年 3月 1日	株式会社びわこ銀行が京都証券取引所株式上場廃止
平成15年 7月 1日	株式会社関西銀行が株式会社関西さわやか銀行を合併に備え子会社化
平成16年 2月 1日	株式会社関西銀行と株式会社関西さわやか銀行が合併し、株式会社関西アーバン銀行となる
平成16年 4月 1日	株式会社関西アーバン銀行が本店を大阪市中心区西心斎橋に移転

平成16年9月30日	株式会社びわこ銀行が株式会社三井住友銀行等を引受先とする第三者割当により優先株式を発行
平成17年3月30日	株式会社びわこ銀行が株式会社三井住友銀行を引受先とする第三者割当により優先株式を発行
平成17年4月7日	株式会社関西アーバン銀行が東京証券取引所市場第一部上場
平成18年2月24日	株式会社関西アーバン銀行が一般募集による増資を実施
平成19年1月25日	KUBC Preferred Capital Cayman Limited設立
平成20年3月3日	関西ビジネス株式会社が関西モーゲージサービス株式会社に商号変更
平成21年3月30日	KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited設立
平成21年3月31日	株式会社関西アーバン銀行が株式会社三井住友銀行を引受先とする第三者割当増資を実施
平成22年3月1日	株式会社関西アーバン銀行と株式会社びわこ銀行が合併し、株式会社関西アーバン銀行となる
平成23年4月1日	関銀リース株式会社とびわ銀リース株式会社が合併し、関西アーバン銀リース株式会社となる 株式会社関西クレジット・サービスとびわ銀カード株式会社が合併し、株式会社関西クレジット・サービスとなる
平成24年12月14日	KUBC Preferred Capital Cayman Limited清算結了
平成25年7月25日	株式会社三井住友銀行を引受先とする第三者割当により当行第一種優先株式を発行
平成25年12月19日	KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited清算結了
平成26年6月30日	関西モーゲージサービス株式会社清算結了

(平成28年3月末現在の店舗数は138支店、出張所は18か所)

3 【事業の内容】

(1) 企業集団の事業の内容

当行及び当行の関係会社は、当行、連結子会社6社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけ等は次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(銀行業)

当行の本店及び支店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務等を行っております。

また、連結子会社において、貸出業務、信用保証業務等を行っております。

(リース業)

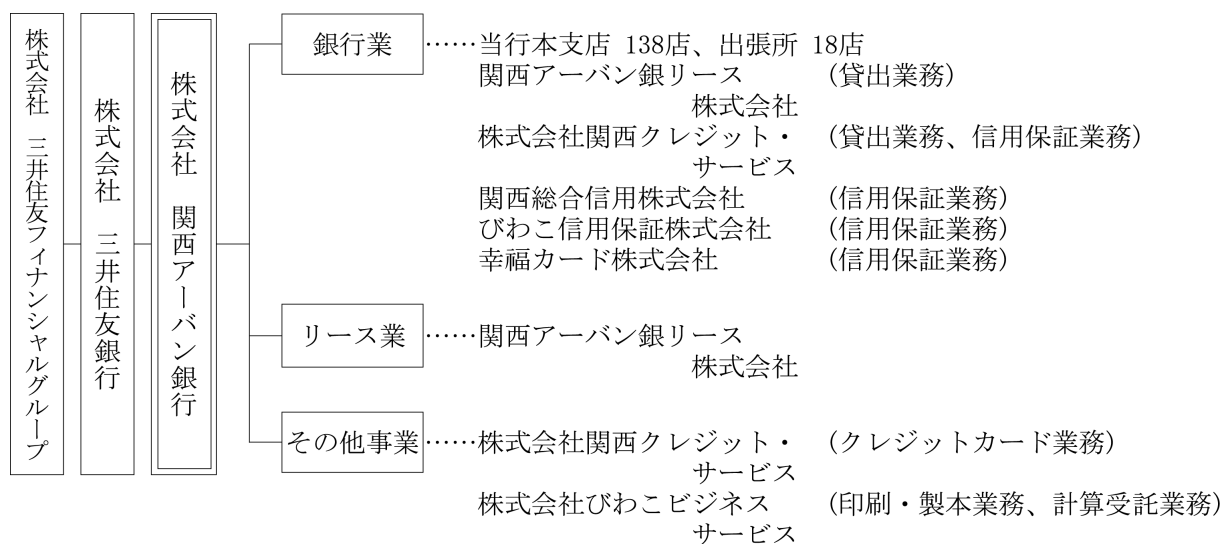
リース業務等を行っております。

(その他事業)

クレジットカード業務等を行っております。

また、非連結子会社及び関連会社（持分法適用会社）はありません。

(2) 企業集団の事業系統図



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社) 株式会社 三井住友フィナン シャルグループ	東京都 千代田区	2,337,895	傘下子会社の経営 管理並びにそれに 付帯する業務	被所有 60.15 (60.15)	—	—	—	—	—
株式会社 三井住友銀行	東京都 千代田区	1,770,996	銀行業	被所有 49.72 (0.35)	—	—	預金取引関係	建物の一 部賃貸	—
(連結子会社) 関西アーバン銀 行リース株式会社	大阪市 中央区	3,100	銀行業 リース業	所有 88.99	10 (—)	—	金銭貸借関係 預金取引関係 リース取引関係 保証取引関係	建物の一 部賃貸	—
株式会社 関西クレジット・ サービス	大阪市 中央区	270	銀行業 その他事業	所有 92.91 (9.61)	7 (—)	—	金銭貸借関係 預金取引関係 保証取引関係	建物の一 部賃貸	—
関西総合信用 株式会社	大阪市 中央区	6,100	銀行業	所有 100.00	7 (—)	—	預金取引関係 保証取引関係 業務委託関係	建物の一 部賃貸	—
びわこ信用保証 株式会社	滋賀県 大津市	336	銀行業	所有 100.00 (100.00)	5 (—)	—	預金取引関係 保証取引関係	—	—
株式会社 びわこビジネス サービス	滋賀県 大津市	10	その他事業	所有 86.00 (81.00)	6 (—)	—	預金取引関係 業務委託関係	建物の一 部賃貸	—
幸福カード 株式会社	大阪市 中央区	30	銀行業	所有 100.00 (100.00)	5 (—)	—	預金取引関係	—	—

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、関西総合信用株式会社であります。
3 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行であります。
4 「議決権の所有又は被所有割合」欄の()内は、間接所有又は被所有の割合(内書き)であります。
5 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他事業	合計
従業員数(人)	2,463 (850)	50 (6)	29 (29)	2,542 (885)

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,300人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
2,429 (822)	39.7	16.5	6,328

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,163人並びに出向人員160人を含んでおりません。なお、取締役を兼務しない執行役員27人については、従業員数に含めております。
2 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5 当行の従業員組合は、関西アーバン銀行従業員組合と称し、組合員数は2,046人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

(イ) 経済金融環境

当連結会計年度のわが国経済は、新興国経済の減速や世界的な金融市場の混乱を受けた急激な円高進行等の影響から、景気回復のペースが鈍化しました。需要面を見ますと、輸出・生産は、海外経済の伸び悩みや円高等を背景に力強さを欠く状況となりました。設備投資は、企業収益が高水準で推移する中で更新・維持投資が下支えとなったものの、緩慢な回復に止まりました。個人消費は、賃金の伸び悩みや株価下落による消費者マインドの悪化を受け、弱めの動きとなりました。今後につきましては、内外需の低迷等の下振れリスクはあるものの、原油価格下落に伴う輸入物価の低下、交易条件の改善等を背景に、景気は緩やかな回復基調を辿るものと見込まれます。

金融業界におきましては、日本銀行のマイナス金利政策の導入により、貸出金利は低下が進んだ一方、資金需要は依然として盛り上がりや不足状況が続き、収益環境は厳しさを増しております。こうした中、各地域金融機関は地域の中小企業に対する金融仲介機能を発揮するとともに、企業の事業性評価に資する目利き能力の向上に努め、経済の持続的成長と地方創生に貢献する取り組みを進めました。

このような経済金融環境のもと、当行は、中期経営計画の基本テーマである「お客さまに選ばれる銀行」「安定した収益基盤の確立」「健全な企業基盤の確立」に基づく各種施策に全力をあげて取り組み、地域に根ざしたお客さまとのリレーション構築に一段と注力するとともに、中小企業・個人金融を中心としたリテールバンキングを展開いたしました。

(ロ) 経営理念・経営の基本方針

当行の企業理念は、三井住友銀行グループのリテールバンクとして、銀行業を通じて社会の発展・繁栄に貢献すると共に、健全で安定的な成長を実現することで社会、お客さま、株主の揺るぎない信頼を確立することです。

この理念の下、

① 地域に密着した真に一流のリージョナルバンクへの挑戦

地域重視、お客さま重視の徹底により、お客さまに信頼されお役に立つ、地域と共存共栄する銀行を目指します。

② 高い経営効率と強靱な経営体力の構築

強固な顧客基盤の確立と健全かつ効率的な経営によって持続的安定成長を実現し、企業価値向上を目指します。

③ 活力溢れる逞しい人材集団の形成

風通しのよい自由闊達な企業風土を醸成し、お客さまに信頼される逞しい人材の育成に努めます。

の3点を経営の基本方針としております。

(ハ) 営業の成果

当連結会計年度における業績は、以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は年度中671億円増加し、当連結会計年度末残高は3兆8,121億円となりました。譲渡性預金は年度中458億円増加し、1,512億円となりました。

一方、貸出金は年度中1,565億円増加し、当連結会計年度末残高は3兆7,471億円となりました。

これらの結果、総資産は年度中1,599億円増加し、当連結会計年度末残高は4兆4,830億円となりました。

損益につきましては、当連結会計年度も引き続き、資金の効率的な調達と運用、経営の合理化・効率化を図り、収益力の強化に努めるとともに、資産の健全化に必要な諸引当、諸償却を行ってまいりました。

経常収益は貸出金利息の減少等により、前連結会計年度比55億4百万円減少し、903億46百万円となりました。

一方、経常費用は預金利息及び与信関連費用の減少等により、前連結会計年度比46億45百万円減少の681億27百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前連結会計年度比8億59百万円減少し、222億18百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比13億37百万円減少し、160億16百万円となりました。

純資産額につきましては、前連結会計年度比80億円増加し、当連結会計年度末は1,906億円となりました。また、1株当たりの純資産額は前連結会計年度末比109円62銭増加し、1,556円98銭となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

銀行業の業務粗利益は673億65百万円、セグメント利益は229億92百万円となりました。

リース業の業務粗利益は13億41百万円、セグメント利益は7億52百万円となりました。

その他事業の業務粗利益は9億66百万円、セグメント利益は33百万円となりました。

連結自己資本比率（国内基準）は7.25%となりました。

(2) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローにつきましては、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が前連結会計年度比1,316億81百万円減少し、342億6百万円、有価証券の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が前連結会計年度比228億26百万円増加し、△4億61百万円、配当等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が前連結会計年度比160億56百万円減少し、△303億74百万円となりました。

この結果、現金及び現金同等物は現金及び現金同等物に係る換算差額を含め、前連結会計年度末比33億70百万円増加し、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は3,031億86百万円となりました。

(3) 事業の種類別セグメントの業績

(イ) 事業の種類別収支

当連結会計年度の資金運用収支は前連結会計年度比17億44百万円の減益となる588億83百万円、役務取引等収支は前連結会計年度比11億60百万円の減益となる86億99百万円、その他業務収支は前連結会計年度比67百万円の減益となる16億62百万円であり、収支合計は前連結会計年度比29億72百万円の減益となる692億45百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前連結会計年度比18億57百万円の減益となる577億17百万円、役務取引等収支は前連結会計年度比11億44百万円の減益となる80億17百万円、その他業務収支は前連結会計年度比30百万円の増益となる16億31百万円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前連結会計年度比86百万円の増益となる14億18百万円、その他業務収支は前連結会計年度比1億13百万円の減益となる△77百万円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前連結会計年度比14百万円の改善となる△29百万円、役務取引等収支は前連結会計年度比8百万円の減益となる8億37百万円、その他業務収支は前連結会計年度比34百万円の増益となる1億58百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	59,574	1,331	△44	△234	60,627
	当連結会計年度	57,717	1,418	△29	△222	58,883
うち資金運用収益	前連結会計年度	68,331	1,761	0	△669	69,424
	当連結会計年度	65,290	1,867	0	△728	66,430
うち資金調達費用	前連結会計年度	8,756	430	44	△435	8,796
	当連結会計年度	7,573	449	30	△506	7,546
役務取引等収支	前連結会計年度	9,162	—	845	△147	9,860
	当連結会計年度	8,017	—	837	△155	8,699
うち役務取引等収益	前連結会計年度	15,417	—	845	△147	16,115
	当連結会計年度	14,264	—	837	△155	14,946
うち役務取引等費用	前連結会計年度	6,255	—	—	—	6,255
	当連結会計年度	6,247	—	—	—	6,247
その他業務収支	前連結会計年度	1,600	36	124	△31	1,729
	当連結会計年度	1,631	△77	158	△50	1,662
うちその他業務収益	前連結会計年度	1,600	6,989	124	△172	8,542
	当連結会計年度	1,686	6,115	158	△198	7,762
うちその他業務費用	前連結会計年度	—	6,953	—	△140	6,812
	当連結会計年度	55	6,192	—	△148	6,099

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業

3 セグメント間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(ロ)事業の種類別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比416億円増加して4兆1,888億円、利回りは前連結会計年度比0.09%減少して1.58%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比467億円増加して4兆1,206億円、利回りは前連結会計年度比0.03%減少して0.18%となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比434億円増加して4兆1,890億円、利回りは前連結会計年度比0.09%減少して1.55%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比472億円増加して4兆1,123億円、利回りは前連結会計年度比0.03%減少して0.18%となりました。

リース業セグメントの資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比30億円増加して337億円、利回りは前連結会計年度比0.20%減少して5.52%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比39億円増加して311億円、利回りは前連結会計年度比0.14%減少して1.44%となりました。

その他事業セグメントの資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比0億円減少して3億円、利回りは前連結会計年度と変わらず0.09%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比0億円増加して24億円、利回りは前連結会計年度比0.63%減少して1.23%となりました。

① 銀行業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	4,145,619	68,331	1.64
	当連結会計年度	4,189,081	65,290	1.55
うち貸出金	前連結会計年度	3,586,734	65,600	1.82
	当連結会計年度	3,658,245	62,808	1.71
うち有価証券	前連結会計年度	290,702	2,424	0.83
	当連結会計年度	295,015	2,195	0.74
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	10,407	15	0.14
	当連結会計年度	20,409	36	0.17
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	251,518	252	0.10
	当連結会計年度	205,830	203	0.09
うちリース投資資産	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	4,065,073	8,756	0.21
	当連結会計年度	4,112,354	7,573	0.18
うち預金	前連結会計年度	3,781,039	6,086	0.16
	当連結会計年度	3,816,439	5,201	0.13
うち譲渡性預金	前連結会計年度	86,634	117	0.13
	当連結会計年度	88,560	104	0.11
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	2	0	0.54
	当連結会計年度	6,616	0	0.00
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	128,007	353	0.27
	当連結会計年度	142,666	365	0.25
うち社債	前連結会計年度	67,241	1,963	2.91
	当連結会計年度	54,781	1,623	2.96

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業

3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

4 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度26,827百万円 当連結会計年度28,690百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

② リース業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	30,752	1,761	5.72
	当連結会計年度	33,776	1,867	5.52
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	2,974	0	0.02
	当連結会計年度	2,838	0	0.01
うちリース投資資産	前連結会計年度	25,059	1,611	6.43
	当連結会計年度	25,079	1,516	6.04
資金調達勘定	前連結会計年度	27,247	430	1.58
	当連結会計年度	31,173	449	1.44
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	27,247	430	1.58
	当連結会計年度	31,173	449	1.44
うち社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業

3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

4 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度13百万円 当連結会計年度43百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

③ その他事業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	351	0	0.09
	当連結会計年度	336	0	0.09
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	351	0	0.09
	当連結会計年度	336	0	0.09
うちリース投資資産	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	2,375	44	1.86
	当連結会計年度	2,435	30	1.23
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	2,369	44	1.86
	当連結会計年度	2,428	29	1.20
うち社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業

3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

4 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度14百万円 当連結会計年度21百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

④ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	4,176,723	△29,575	4,147,148	70,093	△669	69,424	1.67
	当連結会計年度	4,223,194	△34,372	4,188,821	67,158	△728	66,430	1.58
うち貸出金	前連結会計年度	3,586,734	△14,735	3,571,999	65,600	△281	65,318	1.82
	当連結会計年度	3,658,245	△18,682	3,639,562	62,808	△312	62,495	1.71
うち有価証券	前連結会計年度	290,702	△8,922	281,780	2,424	△209	2,215	0.78
	当連結会計年度	295,015	△9,167	285,847	2,195	△189	2,005	0.70
うちコール ローン及び 買入手形	前連結会計年度	10,407	—	10,407	15	—	15	0.14
	当連結会計年度	20,409	—	20,409	36	—	36	0.17
うち債券貸借 取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	254,845	△3,184	251,661	253	△0	252	0.10
	当連結会計年度	209,004	△3,028	205,976	204	△0	203	0.09
うちリース投資 資産	前連結会計年度	25,059	△2,733	22,325	1,611	△177	1,434	6.42
	当連結会計年度	25,079	△3,494	21,585	1,516	△225	1,291	5.98
資金調達勘定	前連結会計年度	4,094,695	△20,749	4,073,946	9,231	△435	8,796	0.21
	当連結会計年度	4,145,964	△25,286	4,120,678	8,052	△506	7,546	0.18
うち預金	前連結会計年度	3,781,039	△3,287	3,777,751	6,086	△0	6,085	0.16
	当連結会計年度	3,816,439	△3,058	3,813,380	5,201	△0	5,200	0.13
うち譲渡性預金	前連結会計年度	86,634	—	86,634	117	—	117	0.13
	当連結会計年度	88,560	—	88,560	104	—	104	0.11
うちコール マネー及び 売渡手形	前連結会計年度	2	—	2	0	—	0	0.54
	当連結会計年度	6,616	—	6,616	0	—	0	0.00
うち債券貸借 取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	157,625	△15,342	142,283	827	△281	545	0.38
	当連結会計年度	176,268	△18,963	157,305	844	△312	532	0.33
うち社債	前連結会計年度	67,241	—	67,241	1,963	—	1,963	2.91
	当連結会計年度	54,781	—	54,781	1,623	—	1,623	2.96

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業

3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

4 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度26,856百万円 当連結会計年度28,754百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(ハ)事業の種類別役員取引の状況

当連結会計年度の役員取引等収益は前連結会計年度比11億69百万円減少して149億46百万円、役員取引等費用は前連結会計年度比8百万円減少して62億47百万円となったことから、役員取引等収支は前連結会計年度比11億60百万円の減益となる86億99百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役員取引等収益は前連結会計年度比11億53百万円減少して142億64百万円、役員取引等費用は前連結会計年度比8百万円減少して62億47百万円となったことから、役員取引等収支は前連結会計年度比11億44百万円の減益となる80億17百万円となりました。

その他事業セグメントの役員取引等収益は前連結会計年度比8百万円減少して8億37百万円となったことから、役員取引等収支は前連結会計年度比8百万円の減益となる8億37百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役員取引等収益	前連結会計年度	15,417	—	845	△147	16,115
	当連結会計年度	14,264	—	837	△155	14,946
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	3,448	—	—	△138	3,309
	当連結会計年度	3,166	—	—	△148	3,018
うち為替業務	前連結会計年度	1,882	—	—	△7	1,874
	当連結会計年度	1,867	—	—	△5	1,861
うち証券関連業務	前連結会計年度	18	—	—	—	18
	当連結会計年度	8	—	—	—	8
うち代理業務	前連結会計年度	2,012	—	—	△1	2,010
	当連結会計年度	2,337	—	—	△2	2,335
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	88	—	—	—	88
	当連結会計年度	86	—	—	—	86
うち保証業務	前連結会計年度	1,243	—	—	△0	1,243
	当連結会計年度	1,247	—	—	△0	1,247
うちクレジットカード業務	前連結会計年度	—	—	687	—	687
	当連結会計年度	—	—	713	—	713
うち投資信託業務	前連結会計年度	6,416	—	—	—	6,416
	当連結会計年度	5,232	—	—	—	5,232
役員取引等費用	前連結会計年度	6,255	—	—	—	6,255
	当連結会計年度	6,247	—	—	—	6,247
うち為替業務	前連結会計年度	434	—	—	—	434
	当連結会計年度	435	—	—	—	435

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(二) 事業の種類別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	3,748,215	—	—	△3,239	3,744,976
	当連結会計年度	3,815,223	—	—	△3,057	3,812,165
うち流動性預金	前連結会計年度	1,122,114	—	—	△3,018	1,119,096
	当連結会計年度	1,199,070	—	—	△2,822	1,196,247
うち定期性預金	前連結会計年度	2,595,416	—	—	△221	2,595,195
	当連結会計年度	2,579,568	—	—	△235	2,579,333
うちその他	前連結会計年度	30,684	—	—	—	30,684
	当連結会計年度	36,584	—	—	—	36,584
譲渡性預金	前連結会計年度	105,410	—	—	—	105,410
	当連結会計年度	151,274	—	—	—	151,274
総合計	前連結会計年度	3,853,625	—	—	△3,239	3,850,386
	当連結会計年度	3,966,497	—	—	△3,057	3,963,439

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

4 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

5 定期性預金=定期預金

(ホ) 事業の種類別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度					
	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計	構成比 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	3,605,237	—	—	△17,346	3,587,890	100.00
政府及び政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・漁業及び鉱業	2,588	—	—	—	2,588	0.07
製造業	129,216	—	—	—	129,216	3.60
建設業	88,663	—	—	—	88,663	2.47
運輸・情報通信及び公益事業	108,575	—	—	—	108,575	3.03
卸売・小売業	159,797	—	—	—	159,797	4.45
金融・保険業	18,121	—	—	△2,161	15,959	0.44
不動産業・物品賃貸業	732,317	—	—	△15,184	717,132	19.99
各種サービス業	348,754	—	—	—	348,754	9.72
地方公共団体	26,094	—	—	—	26,094	0.73
個人	1,991,108	—	—	—	1,991,108	55.50
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,605,237	—	—	△17,346	3,587,890	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社であります。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

6 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

業種別	当連結会計年度					
	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計	構成比 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	3,763,810	—	—	△19,702	3,744,107	100.00
政府及び政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・漁業及び鉱業	1,639	—	—	—	1,639	0.04
製造業	129,369	—	—	—	129,369	3.46
建設業	95,328	—	—	—	95,328	2.55
運輸・情報通信及び公益事業	115,795	—	—	—	115,795	3.09
卸売・小売業	167,886	—	—	—	167,886	4.48
金融・保険業	12,001	—	—	△2,224	9,776	0.26
不動産業・物品賃貸業	828,069	—	—	△17,478	810,591	21.65
各種サービス業	375,994	—	—	—	375,994	10.04
地方公共団体	25,079	—	—	—	25,079	0.67
個人	2,012,645	—	—	—	2,012,645	53.76
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,763,810	—	—	△19,702	3,744,107	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
(2) リース業……………リース業
(3) その他事業……………クレジットカード業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社であります。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

6 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等向けの債権残高はありません。

(へ) 事業の種類別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	135,411	—	—	—	135,411
	当連結会計年度	116,995	—	—	—	116,995
地方債	前連結会計年度	1,838	—	—	—	1,838
	当連結会計年度	1,976	—	—	—	1,976
社債	前連結会計年度	122,482	—	—	—	122,482
	当連結会計年度	108,786	—	—	—	108,786
株式	前連結会計年度	30,732	—	—	△8,917	21,815
	当連結会計年度	30,570	—	—	△9,167	21,403
その他の証券	前連結会計年度	23,464	—	—	—	23,464
	当連結会計年度	28,053	—	—	—	28,053
合計	前連結会計年度	313,929	—	—	△8,917	305,011
	当連結会計年度	286,382	—	—	△9,167	277,214

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業

3 「その他の証券」には、外国債券等を含んでおります。

4 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成27年3月31日	平成28年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.32	7.25
2. 連結における自己資本の額	2,285	2,128
3. リスク・アセットの額	27,461	29,347
4. 連結総所要自己資本額	1,098	1,173

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成27年3月31日	平成28年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	8.20	7.13
2. 単体における自己資本の額	2,238	2,083
3. リスク・アセットの額	27,275	29,202
4. 単体総所要自己資本額	1,091	1,168

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(貸借対照表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成27年3月31日	平成28年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	145	111
危険債権	533	468
要管理債権	55	91
正常債権	35,522	37,194

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

当行は、「存在感」の高い関西No.1の広域地銀を目指し、平成25年度から平成28年度までの4年間を対象とする中期経営計画に取り組んでおります。

本中期経営計画では、三井住友銀行グループのリテールバンクとして、関西圏で中小企業・個人のお客さまに地域密着営業を徹底し、ビジネスチャンスの拡大を図ってまいります。そのためにも、「関西をもっと元気に！」を行内共通のスローガンとして掲げ、以下の3つの基本テーマについて役職員一丸となり取り組んでまいります。

○お客さまに選ばれる銀行

商品・サービスの提供から事務品質・接遇に至るまでお客さま満足度を飛躍的に高め、お客さまに支持される存在感の高い銀行を目指してまいります。

○安定した収益基盤の確立

地域密着営業の徹底によって営業店近隣での顧客基盤の増強を図り、安定した収益基盤を確立してまいります。

○健全な企業基盤の確立

人材の育成、リスクマネジメントの強化、コンプライアンスの強化により、安定強固な企業基盤を確立するとともに、環境に配慮した企業活動を通して、健全な地域社会の発展に貢献してまいります。

4 【事業等のリスク】

当行及び当行グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項や、その他リスク要因に該当しない事項であっても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項について記載しております。また、これらのリスクは互いに独立するものではなく、ある事象の発生により他の様々なリスクが増大する可能性があることについてもご留意ください。

なお、当行は、これらリスク発生の可能性を認識したうえで、発生を回避するための施策を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1 不良債権残高及び与信関係費用が増加するリスク

(1) 不良債権の状況

当行及び当行グループの不良債権残高は、取引先の経営状況の変化（業況の悪化、不祥事等の企業の信頼性を失墜させる問題の発生等）や、景気動向並びに金利、株価及び不動産価格の変動といった内外の金融経済環境等の変化によって増加し、貸倒引当金積み増し及び貸倒償却等の与信関係費用が増加する可能性があります。これらの結果、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒引当金の状況

当行及び当行グループは、貸出金等の債権について、自己査定基準、償却・引当基準に基づき資産の健全性、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提及び見積りと乖離し、貸倒引当金を大幅に上回る等により貸倒引当金を積み増す可能性があります。この結果、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業種別貸出の状況

当行及び当行グループの貸出先企業は、通常当該企業の属する業界が抱える固有の事情等の影響を受けております。したがって、内外の金融経済環境の変化等により、特定の業種の抱える固有の事情も変化し、そのことにより当該業界に属する企業全般の財政状態が悪化する場合には、当行及び当行グループの貸出先で当該業界に属する先もほぼ同時に財政状態が悪化することになります。当行及び当行グループの業界別貸出でシェアの大きい業界について、このような状況が発生すると、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 貸出先への金融支援

当行及び当行グループは、貸出先に債務不履行等が発生した場合においても、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に対する債権者としての法的権利を必ずしも行使せずに、状況に応じて債権放棄、追加貸出等の金融支援を行うことがあります。それにもかかわらず企業再建が奏効しない場合には、当行及び当行グループの不良債権残高及び与信関係費用等が増加し、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 他の金融機関における経営状態の悪化

わが国における他の金融機関の経営状態が悪化し、当該金融機関の資金調達及び支払能力等に問題が発生した場合には、以下の事象が生じる可能性があり、当行及び当行グループの経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ① 他の金融機関による貸出先への融資の打切り又は引き揚げにより、貸出先の経営状態の悪化又は破綻がおり、当該貸出先に対して当行及び当行グループが追加融資を求められたり、当行及び当行グループの不良債権残高及び与信関係費用等が増加する可能性があります。
- ② 経営状態が悪化した金融機関に対する支援に当行が参加を要請される可能性があります。
- ③ 当行及び当行グループが当該金融機関の株式を保有していた場合、当該株式の価格が低下する可能性があります。
- ④ 預金保険の基金が不十分となった場合に、預金保険料が引き上げられる可能性があります。
- ⑤ 政府が経営を支配する金融機関の資本増強や収益増強のために、当該金融機関に対し経済的特典が与えられた場合に、当行は競争上の不利益を被る可能性があります。

2 連結子会社に関するリスク

当行の連結子会社には、リース業務、貸出業務、クレジットカード業務、信用保証業務を行っている会社等がありますが、わが国の景気の動向や各社の与信先の状況によっては、各社の経営状況が悪化し、その結果、当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 保有有価証券価格下落のリスク

当行及び当行グループは、市場性のある有価証券を一定量保有しております。これらの保有有価証券は、金利の上昇等の市場環境の変化や発行体の信用状況の変化により価格低下の可能性があります。大幅な価格下落が継続する場合には、保有有価証券に減損又は評価損が発生し、当行及び当行グループの業績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

4 自己資本比率が悪化するリスク

(1) 自己資本比率が低下するリスク

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に定められた国内基準（現時点におけるこれらの国内基準は4%となっております。）以上を維持する必要があります。

当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務改善命令、業務の全部又は一部の停止など様々な命令を受ける可能性があります。

当行の自己資本比率に影響を与える要因には、以下のものがあります。

- ① 債務者の信用力の悪化などによる与信関係費用の増加
- ② 有価証券価格の低下
- ③ 自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ④ 本項記載のその他の不利益な展開

(2) 繰延税金資産

現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定条件のもとで、将来の課税所得を減少させ、税金負担を軽減することが認められる場合、繰延税金資産を計上することが認められております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得の予測・仮定に基づいており、実際の結果がこの予測・仮定と異なる場合があります。

当行及び当行グループが、将来の課税所得の予測・仮定に基づき、繰延税金資産の一部又は全部を回収できないと判断した場合や法定実効税率が低下した場合には、当行及び当行グループの繰延税金資産の額を減額する可能性があります。その結果、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼし、自己資本比率が低下する可能性があります。

(3) 新たな規制

平成25年3月8日に、国内基準行に対する新しい自己資本比率規制に係る告示「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）」等の一部改正（バーゼルⅢ告示）が公布されました。

こうした自己資本比率規制の強化の動向を踏まえ、当行ではより一層の資本基盤拡充の施策に取り組んでおりますが、これらの施策が、企図したとおりの十分な成果を発揮しない可能性があります。

また、今後、信用リスクアセットに係る標準的手法の見直しといった、自己資本比率算出上の制度が変更された場合、当行及び当行グループの自己資本比率に影響を及ぼす可能性があります。

5 当行に対する外部格付が低下するリスク

格付機関が当行の格付を引き下げた場合、インターバンク市場や一般顧客との取引において、当行に対する与信枠の縮小や調達金利上昇等の取引条件の悪化を招き、当行の資本・資金調達及びその他の業務に悪影響を与える可能性があります。

6 決済リスク

(1) 銀行間の決済システムに障害等が発生した場合には、インターバンク市場や一般顧客取引でのスムーズな決済ができなくなることから、決済費用の増加や金融機関全般への信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 他の金融機関が決済できなくなった場合には、未決済金額のうち当該金融機関により決済システムに差入れている担保を超えた部分について、加盟行としてそれぞれの決済システムの規定に基づき損失を分担することとなり、損害が発生する可能性があります。

7 お客さまに関する情報が漏洩するリスク

当行及び当行グループでは、膨大なお客さまに関する情報を保有しており、情報管理に関する規定及び体制の整備や、役職員等に対する教育の徹底等によりお客さまに関する情報の管理には万全を期しております。

しかしながら、外部からの不正アクセス、役職員、委託先等による人為的ミス、事故等によりお客さまの情報が外部へ漏洩した場合、お客さまからの損害賠償請求やお客さま及びマーケット等からの信用失墜等により、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

8 オペレーショナル・リスク

当行及び当行グループが業務を遂行していく際にはオペレーショナル・リスクが存在し、内部及び外部の不正行為、労働管理面及び職場環境面での問題の発生、お客さまへの商品勧誘や販売行為等における不適切な行為、自然災害等による被災やシステム障害等に伴う事業中断、並びに不適切な事務処理等、内部プロセス・人・システムが適切に機能しないことや外部で発生した事象により、損失が発生する可能性があります。これらの場合に、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 事務リスク

役職員等が事務に関する社内規定・手続等に定められたとおりの事務処理を怠る、あるいは事故、不正等をおこす可能性があります。この場合に、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 情報システムに関するリスク

当行及び当行グループが使用している情報システムにおいては、障害発生の防止策を講じるとともに、万一の障害発生時においても業務継続可能な体制整備に万全を期しておりますが、これらの施策にもかかわらず、品質不良、人為的ミス、外部からの不正アクセス、災害や停電等の要因によって障害が発生した場合、障害規模によっては当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

9 災害等の発生に関するリスク

当行及び当行グループは営業店、事務センター等の施設において業務を行っておりますが、これらの施設は自然災害、停電、テロ等による被害を受ける可能性があります。また、新型インフルエンザ等感染症の流行により、当行及び当行グループの業務運営に支障を生じる可能性があります。当行及び当行グループは、不測の事態に備えた各種マニュアルを整備しておりますが、被害の程度によっては、当行及び当行グループの業務が停止し、当行及び当行グループの業務運営や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

10 損害賠償請求訴訟等を提起されるリスク

当行及び当行グループは銀行業務を中心に、リース業務、貸出業務、クレジットカード業務、信用保証業務等を行うことにより付加価値の高い金融サービスを提供しており、こうした業務遂行の過程で、必ずしも当行及び当行グループ各社に責めはなくとも、様々なトラブルに巻き込まれること等に起因して損害賠償請求訴訟等を提起されたり、損害に対する賠償を余儀なくされたりする可能性があります。その帰趨によっては、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

11 当行及び当行グループのビジネス戦略が奏功しないリスク

当行及び当行グループは、預貸金ボリュームの増大や手数料収入の増強等、収益拡大を図るための様々なビジネス戦略を実施しておりますが、以下をはじめとする様々な要因により、これらの戦略が功を奏しないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。

- ① 優良中小企業向け貸出及び住宅ローン等個人向け貸出のボリューム増大が進まないこと
- ② 他行との競争激化により、リスクに見合った貸出金利の徴求や預金金利の抑制等による利鞘拡大策が予定通りに進まないこと
- ③ フィービジネス等による手数料収入の増大が期待通りに進まないこと
- ④ 経費削減等の効率化を図る戦略が期待通りに進まないこと
- ⑤ 店舗統廃合等の効率化を図る戦略が顧客の不満を招くこと

12 各種の規制及び制度等の変更に伴うリスク

当行及び当行グループは、現時点における銀行法等の各種規則及び法制度に基づいて業務を行っております。将来において、法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制等が変更された場合には、当行及び当行グループの業務運営に影響を与え、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

13 コンプライアンス態勢の整備が奏功しないリスク

当行及び当行グループは現時点における会社法、銀行法、金融商品取引法及び証券取引所が定める関係規則等の各種の規則及び法制度等に基づいて業務を行っております。

当行及び当行グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス態勢及び内部管理態勢の強化を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけ、役職員等に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う態勢を整備するとともに、不正行為の防止・発見のための予防策を講じております。しかし役職員が法令その他諸規則等を遵守できなかった場合、法的な検討が不十分であった場合又は予防策が効果を発揮せず役職員による不正行為が行われた場合には、不測の損失が発生したり、行政処分や罰則を受けたり、業務に制限を付されたりするおそれがあり、また、お客さま及びマーケット等からの信用失墜により、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

14 金融業界、当行及び当行グループに対する否定的な報道

金融業界又は個別行を対象として、様々な問題に関する否定的な内容の報道がなされることがあります。これらの中には憶測に基づいたものや、必ずしも正確な事実に基づいていないと思われるものも含まれておりますが、報道された内容が正確であるか否かにかかわらず、又は当行及び当行グループが報道された内容に該当するか否かにかかわらず、これらの報道がお客さまや投資者等の理解・認識に影響を及ぼすことにより、当行及び当行グループの信用や当行が発行した有価証券の流通価格が悪影響を受ける可能性があります。

15 親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループとの関係変更に伴うリスク

当行は株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行の連結子会社であり、同グループにおける、当行グループの位置付け等に変更が生じた場合には、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、株式会社三井住友フィナンシャルグループや株式会社三井住友銀行の、格付会社による格付が引き下げられた場合には、当行の格付が低下する可能性があります。

なお、株式会社三井住友フィナンシャルグループとの関係は以下の通りであります。

(1) 株式会社三井住友フィナンシャルグループの概況

株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社の関係会社は、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、クレジットカード業務、投融資業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

また、同社は同社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

(2) 株式会社三井住友フィナンシャルグループでの当行の位置付け

株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社の関係会社において、当行グループは大阪府及び滋賀県を中心とした関西地区を営業の地盤とし、中堅・中小企業や個人に対してきめ細かなヒューマンタッチの金融サービスを提供するリテールバンクとして、地域密着の営業を展開する地域金融機関の位置付けにあります。

株式会社三井住友フィナンシャルグループの関係会社の中で、当行と同様に国内で銀行業を営む会社は、株式会社三井住友銀行、株式会社みなと銀行、株式会社SMB C信託銀行、株式会社ジャパンネット銀行があり、各社の事業競合の状況は以下のとおりであります。

株式会社三井住友銀行は国際的な事業展開を行う銀行であり、大阪府及び滋賀県を中心とした関西地区を営業地盤とする地方銀行の当行とは経営のスタンスが大きく異なりますが、大阪府におきましては一部事業競合する形となります。しかしながら、大阪府の市場規模が非常に大きいことに加えて、営業戦略や商品戦略の違いから棲み分けが図られており、目立った事業競合はありません。

また、株式会社みなと銀行は兵庫県を営業地盤としていること、株式会社SMB C信託銀行は信託業務に従事し、国内全域で事業展開していること、株式会社ジャパンネット銀行はインターネット専門銀行であることから、特段の事業競合はありません。

なお、当行は株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行の連結対象会社であり、同社グループの経営方針を踏まえて、当行が独自の判断に基づく経営を行っており、株式上場会社として一定の独立性を確保しております。

(3) 株式会社三井住友フィナンシャルグループとの資本関係

平成28年3月31日現在の株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社の連結子会社との資本関係は以下のとおりであります。

① 普通株式

名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	—	—
株式会社三井住友銀行	36,109	48.93
株式会社セディナ	2,762	3.74
三井住友カード株式会社	1,781	2.41
三井住友ファイナンス&リース株式会社	1,586	2.14
株式会社日本総合研究所	1,289	1.74
その他	486	0.65
計	44,016	59.64

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

② 第一種優先株式

名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	—	—
株式会社三井住友銀行	73,000	100.00
計	73,000	100.00

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 株式会社三井住友フィナンシャルグループとの人的関係

① 役員の兼任の状況

平成28年3月31日現在、当行役員21名のうち、株式会社三井住友フィナンシャルグループの役員を兼ねる者及び出身者はおりません。

また、同社の子会社である株式会社三井住友銀行の役員を兼ねる者はなく、出身者は8名であります。

② 受入出向者の状況

平成28年3月31日現在、株式会社三井住友フィナンシャルグループからの受入出向者はおりません。

また、同社の子会社である株式会社三井住友銀行からの出向者は3名であり、株式会社日本総合研究所からの出向者は6名であります。これらの出向者については、諸課題を克服していくための補完的な役割を目的に当行の要請に基づき当面の対応として受け入れております。

(5) 株式会社三井住友フィナンシャルグループとの取引

株式会社三井住友フィナンシャルグループとの取引はありません。

また、同社の子会社である株式会社三井住友銀行との主な取引は以下のとおりであります。

自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日

会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	
株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996	銀行業務	被所有	49.72 (0.35)
	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
	銀行業務	営業取引	1,010	預金	928

(注) 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の()内は、間接所有の割合(内書き)であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 一般の取引先と同様に決定しております。
- ② 営業取引の取引金額は、預金の平均残高であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

1 財政状態

(1) 預金、譲渡性預金

預金は年度中671億円増加し、当連結会計年度末残高は3兆8,121億円となりました。

また、譲渡性預金は年度中458億円増加し、当連結会計年度末残高は1,512億円となりました。

(2) 貸出金

貸出金は年度中1,565億円増加し、当連結会計年度末残高は3兆7,471億円となりました。

また、当行単体の金融再生法開示債権と保全状況は以下のとおりであります。

金融再生法開示債権は前事業年度末比62億44百万円減少して670億77百万円となり、開示債権比率につきましては、前事業年度末比△0.25%改善の1.77%となりました。また、債務者区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が33億99百万円減少して111億38百万円、危険債権が64億61百万円減少して468億6百万円、要管理債権が36億15百万円増加して91億31百万円となりました。

開示債権の保全状況は金融再生法開示債権670億77百万円に対して、貸倒引当金による保全が141億20百万円、担保保証等による保全が463億94百万円となり、保全率は90.2%となりました。

今後も、資産の健全化を促進する観点から、オフバランス化の更なる促進と企業再生・劣化防止への一段の取組強化等を図ってまいります。

金融再生法開示債権(単体)

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	前事業年度比 (百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	14,537	11,138	△3,399
危険債権	53,268	46,806	△6,461
要管理債権	5,516	9,131	3,615
合計(A)	73,322	67,077	△6,244
正常債権	3,552,150	3,719,383	167,233
総計(B)	3,625,472	3,786,461	160,988
開示債権比率((A)/(B))	2.02%	1.77%	△0.25%

直接減額実施額 105,635 80,789 △24,845

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	前事業年度比 (百万円)
保全額(C)	67,698	60,515	△7,183
貸倒引当金(D)	16,048	14,120	△1,927
担保保証等(E)	51,650	46,394	△5,255

(注) 貸倒引当金には、個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額を計上しております。

保全率(C)/(A)	92.3%	90.2%	△2.1%
------------	-------	-------	-------

貸倒引当金の総額を分子にした場合の保全率 104.0% 101.1% △2.9%

担保保証等控除後の開示債権に対する引当率(D)/((A)-(E))	74.0%	68.2%	△5.8%
-----------------------------------	-------	-------	-------

貸倒引当金の総額を分子にした場合の引当率 113.7% 103.8% △9.9%

(3) 有価証券

有価証券は年度中277億円減少し、当連結会計年度末残高は2,772億円となりました。

2 経営成績

(1) 損益状況

当連結会計年度も引き続き、資金の効率的な調達と運用を図り、経営の合理化・効率化に努めてまいりました。

経常収益は貸出金利息の減少等により、前連結会計年度比55億4百万円減少し、903億46百万円となりました。

一方、経常費用は預金利息及び与信関係費用の減少等により、前連結会計年度比46億45百万円減少し、681億27百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前連結会計年度比8億59百万円減少し、222億18百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比13億37百万円減少し、160億16百万円となりました。

(2) 自己資本比率(国内基準)

連結自己資本比率は7.25%、単体自己資本比率は7.13%となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の概要は、次のとおりであります。

(1) 銀行業

当行では、お客さまの利便性の向上と業務の一層の効率化を図るため、心斎橋アーバンビルの購入、梅田支店の移転および大阪駅前支店の統合、山科支店の改修を含むその他店舗の設備更新を行いました結果、当期の設備投資額は30,154百万円となりました。また、資産の効率的運用の観点から1物件を売却いたしました。

(2) リース業

重要なものはありません。

(3) その他事業

重要なものはありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 銀行業

(平成28年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
当行	—	本店ほか2店	大阪市中央区	店舗・ 事務所	2,077	20,512	2,302	3,707	—	26,522	785
	—	大阪西支店	大阪市西区	店舗	—	—	9	6	—	15	16
	—	深江プラザ	大阪市東成区	店舗	(402) 867	166	38	1	—	206	4
	—	今川支店	大阪市東住吉 区	店舗	—	—	19	2	—	21	13
	—	放出支店 ほか1店	大阪市鶴見区	店舗	(138) 1,150	369	116	13	—	499	23
	—	生野支店	大阪市生野区	店舗	—	—	13	1	—	15	12
	—	加美支店 ほか1店	大阪市平野区	店舗	1,069	387	146	2	—	536	26
	—	難波支店	大阪市浪速区	店舗	316	155	28	2	—	186	13
	—	天王寺支店	大阪市天王寺 区	店舗	—	—	22	2	—	24	13
	—	玉出支店	大阪市西成区	店舗	476	148	19	2	—	170	15
	—	梅田支店	大阪市北区	店舗	—	—	127	25	—	152	38
	—	上新庄支店	大阪市東淀川 区	店舗	—	—	30	1	—	32	12
	—	住吉支店	大阪市住吉区	店舗	—	—	31	1	—	32	12
	—	出来島支店	大阪市西淀川 区	店舗	210	67	26	1	—	95	10
	—	野田阪神支店	大阪市福島区	店舗	—	—	21	1	—	22	14
	—	大正支店	大阪市大正区	店舗	—	—	33	1	—	35	10
	—	南港アーバン ビルほか1店	大阪市住之江 区	店舗・ 事務所	(330) 4,937	581	1,164	36	—	1,782	105
	—	城東支店	大阪市城東区	店舗	—	—	57	4	—	61	14
	—	十三支店 ほか1店	大阪市淀川区	店舗	1,212	1,003	480	2	—	1,487	24
	—	千林支店	大阪市旭区	店舗	350	111	39	1	—	152	6
	—	港支店	大阪市港区	店舗	(264) 264	—	24	1	—	26	12

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
—	春日出プラザ	大阪市此花区	店舗	508	91	14	1	—	107	4
—	枚岡支店 ほか4店	大阪府東大阪市	店舗	1,201	317	129	8	—	454	52
—	豊中服部支店 ほか4店	大阪府豊中市	店舗	636	335	415	23	—	774	49
—	枚方支店 ほか1店	大阪府枚方市	店舗	264	153	60	7	—	221	16
—	堺支店 ほか1店	堺市堺区	店舗	2,115	679	86	11	—	777	19
—	中もぎ支店	堺市北区	店舗	—	—	17	0	—	18	11
—	鳳支店	堺市西区	店舗	—	—	16	1	—	17	9
—	初芝支店 ほか1店	堺市東区	店舗	316	67	124	5	—	197	21
—	高槻支店 ほか2店	大阪府高槻市	店舗	1,374	368	116	7	—	491	17
—	豊津支店 ほか3店	大阪府吹田市	店舗	396	142	110	6	—	259	37
—	茨木支店 ほか1店	大阪府茨木市	店舗	182	43	77	14	—	136	24
—	守口支店 ほか1店	大阪府守口市	店舗	433	175	60	4	—	240	18
—	八尾支店 ほか2店	大阪府八尾市	店舗	512	156	121	4	—	281	27
—	住道支店	大阪府大東市	店舗	945	333	42	3	—	379	13
—	布忍支店	大阪府松原市	店舗	578	151	26	1	—	179	11
—	門真支店	大阪府門真市	店舗	687	398	132	4	—	535	15
—	柏原支店	大阪府柏原市	店舗	—	—	18	2	—	20	12
—	狭山支店	大阪府富田林 市	店舗	354	93	25	1	—	120	10
—	池田支店	大阪府池田市	店舗	624	236	76	10	—	323	11
—	寝屋川支店 ほか1店	大阪府寝屋川 市	店舗	621	70	146	3	—	220	23
—	箕面支店	大阪府箕面市	店舗	741	237	165	1	—	404	10
—	羽曳野支店 ほか1店	大阪府羽曳野 市	店舗	(991) 1,422	91	28	2	—	122	16
—	四條畷支店	大阪府四條畷 市	店舗	—	—	23	1	—	24	9
—	河南プラザ	大阪府南河内 郡	店舗	298	27	13	1	—	41	3
—	交野プラザ	大阪府交野市	店舗	519	72	15	1	—	89	5
—	鳥飼支店	大阪府摂津市	店舗	(344) 344	—	12	1	—	14	9
—	岸和田支店	大阪府岸和田 市	店舗	(1,166) 1,166	—	181	1	—	183	12
—	日根野支店	大阪府泉佐野 市	店舗	—	—	10	1	—	12	9
—	その他	大阪府三島郡	事業用 土地	4,988	859	—	—	—	859	—
—	奈良支店	奈良県奈良市	店舗	277	166	39	1	—	207	11
—	高田支店	奈良県大和高 田市	店舗	1,690	357	136	0	—	494	10
—	五条プラザ	奈良県五条市	店舗	373	28	21	0	—	51	3
—	神戸支店	神戸市中央区	店舗	—	—	17	1	—	19	15
—	川西支店 ほか1店	兵庫県川西市	店舗	274	138	271	3	—	413	17
—	尼崎支店 ほか1店	兵庫県尼崎市	店舗	(320) 320	—	53	3	—	57	24

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
—	芦屋支店	兵庫県芦屋市	店舗	—	—	71	20	—	91	10
—	淡路島支店	兵庫県淡路市	店舗	(883) 883	—	64	1	—	65	7
—	西宮支店	兵庫県西宮市	店舗	138	88	—	8	—	96	11
—	山本プラザ	兵庫県宝塚市	店舗	330	49	29	0	—	79	4
—	京都支店 ほか1店	京都市下京区	店舗	436	250	100	5	—	355	26
—	北野支店	京都市北区	店舗	484	144	26	1	—	171	15
—	藤森支店 ほか1店	京都市伏見区	店舗	1,466	508	422	5	—	935	18
—	御池支店	京都市中京区	店舗	—	—	15	8	—	23	13
—	山科支店	京都市山科区	店舗	773	203	588	26	—	818	14
—	大久保プラザ	京都府宇治市	店舗	280	62	25	0	—	88	3
—	京都八幡支店	京都府八幡市	店舗	—	—	8	1	—	9	6
—	木津支店	京都府木津川市	店舗	495	35	—	1	—	36	5
—	福知山支店	京都府福知山市	店舗	320	76	10	0	—	87	6
—	和歌山支店	和歌山県和歌山市	店舗	—	—	25	2	—	27	18
—	橋本支店	和歌山県橋本市	店舗	559	73	23	2	—	98	9
—	びわこ営業部 ほか11店	滋賀県大津市	店舗・ 事務所	(1,899) 15,279	1,711	1,366	63	—	3,141	133
—	安曇川支店 ほか2店	滋賀県高島市	店舗	(2,301) 4,870	113	110	2	—	226	24
—	草津支店 ほか2店	滋賀県草津市	店舗	(801) 1,707	111	271	22	—	405	54
—	栗東支店 ほか1店	滋賀県栗東市	店舗	(1,439) 4,592	246	85	7	—	339	20
—	守山支店 ほか1店	滋賀県守山市	店舗	(1,055) 1,501	59	108	8	—	176	25
—	野洲支店 ほか1店	滋賀県野洲市	店舗	2,062	143	48	3	—	195	15
—	水口支店 ほか3店	滋賀県甲賀市	店舗	(942) 4,220	147	245	16	—	409	32
—	甲西支店 ほか3店	滋賀県湖南市	店舗	(1,642) 2,869	57	95	4	—	157	27
—	八日市支店 ほか2店	滋賀県東近江市	店舗	(1,098) 2,180	67	170	6	—	244	29
—	八幡支店 ほか3店	滋賀県近江八幡市	店舗	(661) 4,805	331	222	13	—	567	31
—	日野支店 ほか1店	滋賀県蒲生郡	店舗	1,239	32	48	1	—	83	9
—	彦根支店 ほか3店	滋賀県彦根市	店舗	(973) 3,581	207	224	21	—	453	35
—	愛知川支店	滋賀県愛知郡	店舗	1,117	36	19	0	—	56	7
—	長浜支店 ほか4店	滋賀県長浜市	店舗	(3,181) 4,486	50	75	20	—	146	35

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
	—	米原支店	滋賀県米原市	店舗	(1,275) 1,275	—	39	1	—	41	7
	—	名古屋支店	名古屋市中村 区	店舗	—	—	11	2	—	13	14
	—	東京支店	東京都中央区	店舗	—	—	—	2	—	2	21
	—	新宿アーバン プラザ	東京都新宿区	店舗	—	—	—	1	—	1	17
	—	旧阿倍野南支 店ほか5か所	大阪市阿倍野 区ほか	その他	2,332	186	33	—	—	219	—
国内 連結 子会社	関西総 合信用 株式会 社 びわこ 信用保 証株式 会社 幸福カ ード株 式会社	本社ほか	大阪市中心 区ほか	事務所	96	949	120	12	—	1,082	26

(2) リース業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
国内 連結 子会社	関西アー バン銀リ ース株式 会社	本社ほか	大阪市中央区 ほか	事務所	179	612	87	276	—	976	52

(3) その他事業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
国内 連結 子会社	株式会 社関西ク レジット・ サービス 株式会 社びわこ ビジネス	本社ほか	大阪市中央区 ほか	事務所	194	625	112	23	—	761	35

(注) 1 土地の面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であり、建物を含めた年間賃借料は2,304百万円であります。

2 帳簿価額のうち「動産」は事務機器3,833百万円、その他714百万円であります。

3 当行の店舗外現金自動設備59か所は上記に含めて記載しております。

4 連結会社間のリース、レンタルにつきましては、土地の面積・帳簿価額、建物の帳簿価額及び動産の帳簿価額を利用者側のセグメントに計上しております。

5 関西アーバン銀リース株式会社はリース業、株式会社関西クレジット・サービスはその他事業にそれぞれ一括計上しております。

6 土地の面積については、利用延床面積に応じて按分計上しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設・除却等は次のとおりであります。

(1) 銀行業

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
					総額	既支払額			
当行	—	—	移転	店舗	202	5	自己資金	—	—

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) リース業

重要なものはありません。

(3) その他事業

重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
第一種優先株式	100,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	73,791,891	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。 単元株式数は、100株であります。
第一種優先株式	73,000,000	同左	—	(注)
計	146,791,891	同左	——	——

(注) 第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第一種優先配当金

(1) 第一種優先配当金の額

当会社は、定款に定める期末配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主（以下、「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1株当たり1,000円に、下記(2)に定める第一種配当年率（以下、「第一種配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、第一種優先株式の払込期日の属する事業年度に係る期末配当については、当該払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額）（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下、「第一種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該期末配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記2.に定める第一種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第一種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一種配当年率

第一種配当年率 = 6ヵ月円LIBOR + 2.50%

なお、第一種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、四捨五入する。

「6ヵ月円LIBOR」とは、平成26年3月31日に終了する事業年度については平成25年4月1日および同年10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）、それ以降に開始する事業年度については各年率修正日およびその直後の10月1日（当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日）のロンドン時間午前11時の2時点において、英国銀行協会（BBA）によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（以下、「ユーロ円LIBOR 6ヵ月物」という。）の平均値を指すものとする。ユーロ円LIBOR 6ヵ月物が公表されない場合には、当該公表がなされなかった各年率修正日またはその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時の日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値を、ユーロ円LIBOR 6ヵ月物に代えて用いるものとする。

「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

- (3) 非累積条項
ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
2. 第一種優先中間配当金
当社は、定款に定める中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき第一種優先配当金の2分の1を上限とする金銭（以下、「第一種優先中間配当金」という。）を配当する。
3. 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき1,000円に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。なお、経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）から、分配日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払われた第一種優先中間配当金の額を控除した額をいう。第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
4. 議決権
第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りでない。
5. 普通株式を対価とする取得請求権
第一種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第一種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得すると引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。
- (1) 取得を請求することができる期間
平成27年1月1日から平成40年3月30日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に1,000円を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。
- (3) 当初取得価額
当初取得価額は、1,383円80銭とする（平成28年1月1日より適用）。
- (4) 取得価額の修正
取得価額は、取得請求期間において、毎年1月1日（以下、それぞれ「取得価額修正日」という。）における時価（下記に定義する。）に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が882円（以下、「下限取得価額」という。）を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。なお、取得価額には上限を設けない。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得価額修正日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- A. 当社は、第一種優先株式発行後、下記(イ)ないし(へ)のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (イ) 取得価額調整式に使用する時価（下記C. (イ)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。）その他の証券（以下、あわせて「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、あわせて「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ロ) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記D. に定義する意味を有する。以下、本(ハ)、下記(ニ)および(ホ)ならびに下記C. (ニ)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合は効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を適用して算出するものとし、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を適用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (ニ) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本A. または下記B. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(ニ)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(ニ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(4)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(ハ)または本(ニ)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(ニ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(4)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(ハ)または本(ニ)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (ホ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ハ)または(ニ)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記E.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ホ)による調整は行わない。
- (ヘ) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- B. 上記A. (イ)ないし(ヘ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- C. (イ) 取得価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所(当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、調整後取得価額を適用する日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日目に始まる30取引日の間に取得価額の調整事由が生じた場合、「時価」は、本(5)に準じて調整する。
- (ロ) 取得価額調整式で使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (ハ) 取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記A. (イ)ないし(ハ)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、また基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記A. およびB. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記A. (ニ)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記A. (ニ)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記A. (ハ)または(ニ)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- (ニ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり払込金額」とは、(i)上記A. (イ)の場合には当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(ii)上記A. (ロ)および(ヘ)の場合には0円、(iii)上記A. (ハ)ないし(ホ)の場合には価額(ただし、(ニ)の場合は修正価額)とする。
- D. 上記A. (ハ)ないし(ホ)および上記C. (ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E. 上記A. (ホ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記C. (ハ)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- F. 上記A. (イ)ないし(ハ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記A. (イ)ないし(ハ)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- G. 取得価額調整式により算出された上記A. 柱書第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第3位までを算出し、その小数第3位を切り捨てる。)を使用する。

- (6) 合理的な措置
上記(3)および(4)に定める取得価額(第7項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(6)において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- (7) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (8) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(7)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 金銭を対価とする取得条項
- (1) 金銭を対価とする取得条項
当会社は、平成35年7月1日以降、取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの10連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において、東京証券取引所(当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、当該取締役会開催の日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所)における当会社の普通株式の普通取引の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当会社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第5項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、1,000円に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第3項に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。
7. 普通株式を対価とする取得条項
- (1) 普通株式を対価とする取得条項
当会社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下、「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当会社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に1,000円を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下、「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
- (2) 一斉取得価額
一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値のない日数を除く。)の毎日の東京証券取引所(当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、一斉取得日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。
8. 株式の併合もしくは分割、または株式無償割当て等
当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。
当会社は、第一種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
9. 法令変更等
法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
10. 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
11. 単元株式数
1,000株
12. 議決権を有しないこととしている理由
第一種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を割当てております。その内容は次のとおりであります。

- ① 平成18年6月29日定時株主総会決議
(取締役に対する付与分)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	62個	46個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	6,200株	4,600株
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり4,900円)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～ 平成28年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 6,280円 資本組入額 3,140円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対する付与分)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	40個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	4,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり4,900円)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～ 平成28年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 6,280円 資本組入額 3,140円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

② 平成19年6月28日定時株主総会決議
(取締役に対する付与分)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	78個	62個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	7,800株	6,200株
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり4,610円)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～ 平成29年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,570円 資本組入額 2,785円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

(取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対する付与分)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	51個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	5,100株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり4,610円)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～ 平成29年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,570円 資本組入額 2,785円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

③ 平成20年6月27日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	200個	162個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	20,000株	16,200株
新株予約権の行使時の払込金額	302,000円(1株当たり3,020円)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日～ 平成30年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,390円 資本組入額 1,695円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認められた場合は、取締役、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

④ 平成21年6月26日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	288個	250個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	28,800株	25,000株
新株予約権の行使時の払込金額	193,000円(1株当たり1,930円)	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月27日～ 平成31年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,440円 資本組入額 1,220円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認められた場合は、取締役、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月27日 (注) 1	—	788,543	—	47,039	△462	18,186
平成25年6月28日 (注) 2	—	788,543	—	47,039	751	18,937
平成25年7月25日 (注) 3	△27,500	761,043	—	47,039	—	18,937
平成25年7月25日 (注) 4	△23,125	737,918	—	47,039	—	18,937
平成25年7月25日 (注) 5	73,000	810,918	36,500	83,539	36,500	55,437
平成25年7月25日 (注) 6	—	810,918	△36,500	47,039	△36,500	18,937
平成26年10月1日 (注) 7	△664,127	146,791	—	47,039	—	18,937

(注) 1 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものです。

2 その他資本剰余金からの配当に伴う資本準備金の積立であります。

3 第一回甲種優先株式の消却による減少であります。

4 第二回甲種優先株式の消却による減少であります。

5 第一種優先株式の発行による増加であります。

第三者割当（第一種優先株式）

発行価格 1,000円

資本組入額 500円

割当先 株式会社三井住友銀行

6 会社法第447条第1項及び同法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものです。

7 普通株式の株式併合による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

①普通株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	39	27	703	121	6	8,797	9,693	—
所有株式数(単元)	—	451,191	3,470	164,254	42,021	124	73,333	734,393	352,591
所有株式数の割合(%)	—	61.43	0.47	22.36	5.72	0.01	9.98	100.00	—

(注) 1 自己株式296,984株は「個人その他」に2,969単元、「単元未満株式の状況」に84株含まれております。なお、自己株式296,984株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は296,884株であります。

2 上記の「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が36単元含まれております。

②第一種優先株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	73,000	—	—	—	—	—	73,000	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

①所有株式数別

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	109,109	74.32
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9-15	3,625	2.46
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内3丁目23-20	2,762	1.88
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,953	1.33
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5-15	1,781	1.21
三井住友ファイナンス&リース 株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番2号	1,586	1.08
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1 大崎フォレストビルディング	1,289	0.87
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,038	0.70
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	971	0.66
関西アーバン銀行自社株投資会	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	952	0.64
計	—	125,070	85.20

- (注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2 上記大株主のうち株式会社三井住友銀行の有する株式の種類及び種類ごとの数は、普通株式36,109千株、第一種優先株式73,000千株であります。
上記表中、同行以外の大株主が有する株式は、すべて普通株式であります。
3 発行済株式総数には、第一種優先株式が含まれております。

②所有議決権数別

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	361,097	49.36
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9-15	36,250	4.95
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内3丁目23-20	27,628	3.77
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	19,536	2.67
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5-15	17,817	2.43
三井住友ファイナンス&リース 株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番2号	15,862	2.16
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1 大崎フォレストビルディング	12,890	1.76
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	10,385	1.41
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9,710	1.32
関西アーバン銀行自社株投資会	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	9,524	1.30
計	—	520,699	71.18

- (注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 73,000,000	—	1 (株式等の状況) の① (株式の総数等) の② (発行済株式) 参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 296,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 73,142,500	731,425	—
単元未満株式	普通株式 352,591	—	1 単元(100株)未達の株式
発行済株式総数	146,791,891	—	—
総株主の議決権	—	731,425	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,600株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が36個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式84株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 関西アーバン銀行	大阪市中央区西心斎橋 1丁目2番4号	296,800	—	296,800	0.20
計	—	296,800	—	296,800	0.20

(注) 自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

(イ)平成18年6月29日定時株主総会決議

- ① 会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、当行取締役に対し、報酬等として、ストックオプションとしての新株予約権を発行することについて、平成18年6月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(合計9名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	16,200株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり4,900円)(注)3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。

- 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。

- 3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。

上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。

- ② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役を兼務していない執行役員及び使用人に
 対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成18年6月29日開催の定時株主総会
 において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	1. 当行の取締役を兼務していない執行役員(合計14名) 2. 当行の使用人で本支店に在籍する理事、上席参与、参与の資格を有する本部長、本部長心得、副本部長、部長、室長、プラザ長、支店長(合計46名) ただし、被出向者は除く。(合計60名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	11,500株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり4,900円)(注)3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。
 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。
 かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
 また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。
 3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。

(ロ)平成19年6月28日定時株主総会決議

- ① 会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、当行取締役に対し、報酬等として、ストックオプションとしての新株予約権を発行することについて、平成19年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（合計10名）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	17,400株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり4,610円)(注)3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。
 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
 また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。
 3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。
 4 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができます。

- ② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成19年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数	1. 当行の取締役を兼務していない執行役員(合計14名) 2. 当行の使用人で本支店に在籍する理事、上席参与、参与の資格を有する本部長、本部長心得、副本部長、部長、プラザ長、支店長(合計48名) ただし、被出向者は除く。(合計62名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	11,200株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり4,610円)(注)3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。
2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。
調整後株式数＝調整前株式数×株式分割(又は株式併合)の比率
また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。
3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。
4 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができます。

(ハ)平成20年6月27日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当行取締役、取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権について、募集事項の決定を当行取締役会に委任すること並びに会社法第361条の規定に基づき、当行取締役に対し、報酬等として、ストックオプションとしての新株予約権を発行することについて、平成20年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数	1. 当行の取締役（合計9名） 2. 当行の取締役を兼務していない執行役員（合計16名） 3. 当行の使用人（合計45名） （合計70名）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	28,900株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	302,000円(1株当たり3,020円)(注)3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。

2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。

3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。

上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。

4 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができます。

(二)平成21年6月26日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当行取締役、取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権について、募集事項の決定を当行取締役会に委任すること並びに会社法第361条の規定に基づき、当行取締役に対し、報酬等として、ストックオプションとしての新株予約権を発行することについて、平成21年6月26日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数	1. 当行の取締役（合計11名） 2. 当行の取締役を兼務していない執行役員（合計14名） 3. 当行の使用人（合計57名） （合計82名）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	35,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	193,000円(1株当たり1,930円)(注)3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。
 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。
 調整後株式数＝調整前株式数×株式分割(又は株式併合)の比率
 また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。
 3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。
 4 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができます。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価格の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	3,904	5,354,563
当期間における取得自己株式	267	276,871

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる自己株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求)	86	175,114	—	—
その他 (ストックオプションの権利行使)	—	—	—	—
保有自己株式数	296,884	—	297,151	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り買増し及びストックオプションの権利行使による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当行は、銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から資本の充実に留意しつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当行の剰余金の配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当行は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

当事業年度の普通株式の配当金につきましては、1株当たり40円としております。また、第一種優先株式につきましては、発行要項にしたがい所定の金額といたしました。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えとすることとしております。また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成28年6月29日 定時株主総会決議	普通株式	2,939	40.00
	第一種優先株式	1,921	26.32

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第149期	第150期	第151期	第152期	第153期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	152	139	152	1,384 (131)	1,535
最低(円)	121	93	100	1,085 (115)	1,004

(注) 1 最高・最低株価の第151期以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、第150期以前は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 平成26年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したため、第152期の株価については当該株式併合後の最高・最低株価を記載し、()内に当該株式併合前の最高・最低株価を記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	1,400	1,437	1,379	1,358	1,243	1,190
最低(円)	1,334	1,346	1,274	1,156	1,004	1,026

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性15名 女性2名 (役員のうち女性の比率11.7%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役会長 兼 頭取 (代表取締役)		橋本 和正	昭和28年4月3日生	昭和51年4月 株式会社住友銀行入行 平成16年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 平成19年4月 同行常務執行役員 平成22年5月 銀泉株式会社顧問 平成22年6月 同社代表取締役社長 平成26年4月 当行顧問 平成26年6月 同頭取兼最高執行責任者 平成28年6月 同取締役会長兼頭取 (現職)	平成28年 6月から 2年	普通 株式 58
取締役副会長 (代表取締役)		北 幸二	昭和28年3月15日生	昭和51年4月 株式会社住友銀行入行 平成15年6月 株式会社三井住友銀行執行役員 平成17年6月 当行本店支配人 平成17年6月 同専務取締役兼専務執行役員 平成19年6月 同副頭取兼副頭取執行役員 平成20年6月 同頭取兼最高執行役員 平成22年3月 同頭取兼最高執行責任者 平成26年6月 同取締役副会長 (現職)	平成27年 6月から 2年	普通 株式 51
取締役 (代表取締役) 兼 副頭取 執行役員	営業統括部、 業務開発部、 情報開発部、 プライベートア ドバイザリー 部、 EC業務部、 個人業務部担当	三浦 清	昭和32年7月3日生	昭和55年4月 株式会社住友銀行入行 平成22年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 平成24年4月 同行常務執行役員 平成26年5月 当行顧問 平成26年6月 同副頭取執行役員 平成26年6月 同取締役兼副頭取執行役員 (現職)	平成28年 6月から 2年	普通 株式 15
取締役 兼 専務執行役員	経営企画部、 金融・産業調 査室、総務部、 リスク統括部 担当	松村 昭夫	昭和32年7月28日生	昭和55年4月 株式会社住友銀行入行 平成21年5月 当行常務執行役員 平成23年6月 同取締役兼常務執行役員 平成24年4月 同取締役兼専務執行役員 (現職)	平成27年 6月から 2年	普通 株式 38
取締役 兼 専務執行役員	事務統括部、 システム部、 投融资企画部、 モーゲージ管理 部、資金証券部 担当	尾崎 賢	昭和31年1月15日生	昭和54年4月 当行入行 平成20年4月 同執行役員 平成23年4月 同常務執行役員 平成24年6月 同取締役兼常務執行役員 平成26年4月 同取締役兼専務執行役員 (現職)	平成28年 6月から 2年	普通 株式 23
取締役 兼 専務執行役員	法人業務部、 ハウジング業務 部、外国業務部 担当	今井 善照	昭和30年9月15日生	昭和55年4月 株式会社幸福相互銀行入行 平成21年4月 当行執行役員 平成24年4月 同常務執行役員 平成26年6月 同取締役兼常務執行役員 平成27年4月 同取締役兼専務執行役員 (現職)	平成28年 6月から 2年	普通 株式 13
取締役 兼 専務執行役員	審査部、 事業コンサルテ ィング部、 金融円滑化推進 部担当	村井 純彦	昭和32年9月28日生	昭和56年4月 株式会社住友銀行入行 平成23年5月 千島土地株式会社常務取締役 平成25年5月 当行理事 平成26年4月 同常務執行役員 平成28年4月 同専務執行役員 平成28年6月 同取締役兼専務執行役員 (現職)	平成28年 6月から 2年	普通 株式 10
取締役		西川 哲也	昭和45年11月21日生	平成6年10月 朝日監査法人(現有限責任あず さ監査法人)入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成18年12月 税理士登録 平成19年1月 同監査法人退職 平成19年1月 株式会社堂島国際経営事務所 (現株式会社ディーファ)代表 取締役(現職) 平成19年6月 株式会社びわこ銀行監査役 平成22年3月 当行監査役 平成26年6月 同取締役(現職)	平成28年 6月から 2年	普通 株式 7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(百株)
取締役		和田光正	昭和26年3月18日生	昭和48年4月 株式会社住友銀行入行 平成14年6月 株式会社三井住友銀行執行役員 平成16年4月 株式会社日本総合研究所取締役兼常務執行役員 平成18年7月 日本郵政株式会社執行役員(I Tシステム部長) 平成19年10月 同社常務執行役員 平成20年4月 三井住友カード株式会社常務執行役員 平成21年6月 同社取締役兼専務執行役員 平成24年6月 株式会社エスシー・カードビジネス顧問 平成24年6月 同社取締役社長 平成26年6月 当行取締役(現職)	平成28年6月から2年	—
取締役		石橋伸子	昭和36年6月12日生	平成元年4月 弁護士登録 平成7年10月 井口・石橋法律事務所共同開設 平成16年10月 弁護士法人神戸シティ法律事務所代表社員弁護士(現職) 平成17年6月 アジア太平洋トレードセンター株式会社社外監査役(現職) 平成27年6月 当行取締役(現職)	平成27年6月から2年	普通株式2
取締役		竹田千穂	昭和48年2月9日生	平成13年10月 弁護士登録 三宅法律事務所(現弁護士法人三宅法律事務所)入所(現職) 平成27年6月 当行取締役(現職)	平成27年6月から2年	普通株式0
常勤監査役		森嶋悟	昭和30年12月25日生	昭和54年4月 株式会社住友銀行入行 平成22年10月 当行執行役員 平成24年10月 同常務執行役員 平成25年6月 同取締役兼常務執行役員 平成26年4月 同取締役兼専務執行役員 平成28年5月 同顧問 平成28年6月 同常勤監査役(現職)	平成28年6月から4年	普通株式21
常勤監査役		玉置之博	昭和33年3月16日生	昭和56年4月 株式会社幸福相互銀行入行 平成25年4月 当行本店支配人 平成25年6月 同常勤監査役(現職)	平成25年6月から4年	普通株式24
常勤監査役		河合雅弘	昭和34年10月17日生	昭和58年4月 株式会社幸福相互銀行入行 平成23年4月 当行執行役員 平成26年4月 同常務執行役員 平成28年5月 同顧問 平成28年6月 同常勤監査役(現職)	平成28年6月から4年	普通株式17
監査役		峯本耕治	昭和34年5月18日生	平成2年4月 弁護士登録 長野総合法律事務所入所(現職) 平成17年6月 株式会社びわこ銀行監査役 平成22年2月 同行監査役辞任 平成23年6月 当行監査役(現職)	平成27年6月から4年	—
監査役		安川文夫	昭和23年7月10日生	昭和50年9月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入所 昭和54年9月 公認会計士登録 平成11年8月 同監査法人代表社員 平成16年6月 同監査法人本部監事 平成17年2月 税理士登録 平成18年5月 同監査法人関西地域事務所社員会議長 平成23年6月 安川文夫公認会計士事務所所長(現職) 平成25年4月 公立大学法人兵庫県立大学監事(現職) 平成26年6月 当行監査役(現職) 平成27年6月 ムーンバット株式会社社外監査役 平成28年6月 ムーンバット株式会社社外取締役(現職)	平成26年6月から4年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
監査役		松本 龍昌	昭和27年11月13日生	昭和50年4月 平成16年6月 平成19年6月 平成23年6月 平成26年4月 平成28年6月 株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行常任監査役 銀泉株式会社 代表取締役専務兼専務執行役員 同社代表取締役兼専務執行役員 同社代表取締役兼副社長執行役員 当行監査役（現職）	平成28年 6月から 4年	—
計						285

- (注) 1 所有株式数の百株未満は切り捨てております。
- 2 取締役 西川哲也、和田光正、石橋伸子、竹田千穂は、会社法第2条第15項に定める社外取締役であります。また、取締役 西川哲也、石橋伸子、竹田千穂は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 3 監査役 峯本耕治、安川文夫、松本龍昌は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、監査役 峯本耕治、安川文夫は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 4 当行では、「経営の重要事項の決定機能及び監督機能」と「業務執行機能」を分離し、取締役会の一層の活性化を図るため、執行役員制度を導入しております。平成28年6月29日現在の執行役員は次のとおりであります。

副頭取執行役員	三 浦 清	営業統括部、業務開発部、情報開発部、プライベートアドバイザリー部、EC業務部、個人業務部担当
専務執行役員	松 村 昭 夫	経営企画部、金融・産業調査室、総務部、リスク統括部担当
専務執行役員	尾 崎 賢	事務統括部、システム部、投融資企画部、モーゲージ管理部、資金証券部担当
専務執行役員	今 井 善 照	法人業務部、ハウジング業務部、外国業務部担当
専務執行役員	村 井 純 彦	審査部、事業コンサルティング部、金融円滑化推進部担当
常務執行役員	賀 谷 寛	人事部、CS推進部担当
常務執行役員	縄 嘉 彦	総合監査部担当
常務執行役員	谷 克 也	京都地域営業本部長
常務執行役員	江 南 寿 久	東京支店長兼東京事務所長
常務執行役員	貞 松 照 之	資金証券部副担当
常務執行役員	澤 谷 和 宏	大阪市内地域営業本部長
常務執行役員	竹 澤 昭 任	経営企画部、総務部、リスク統括部副担当
常務執行役員	村 岡 孝 浩	営業統括部、法人業務部、外国業務部副担当（びわこ本部駐在）
常務執行役員	岩 井 仁	人事部長
常務執行役員	山 口 定 生	本店営業本部長
常務執行役員	山 本 浩 之	営業統括部長
執行役員	森 本 勝 也	東大阪・奈良地域営業本部長
執行役員	島 野 智 義	京阪地域営業本部長
執行役員	櫻 田 満	滋賀第一地域営業本部長兼滋賀第二地域営業本部長
執行役員	村 島 明 成	EC業務部長
執行役員	房 本 秀 進	審査部長
執行役員	岡 部 大 輔	梅田支店長
執行役員	高 山 直 樹	個人業務部副担当
執行役員	西 脇 毅	システム部長
執行役員	山 本 征 史	北摂地域営業本部長兼阪神地域営業本部長
執行役員	安 田 彰	業務開発部長
執行役員	川 上 公 一	名古屋支店長
執行役員	里 西 薫	滋賀第三地域営業本部長
執行役員	川 崎 康 裕	南大阪・和歌山地域営業本部長
執行役員	清 水 一 記	長浜支店長
執行役員	畑 山 豊 国	本店営業部長

執行役員	林	芳	樹	事務統括部長
執行役員	足	立	光	京都支店長
執行役員	折	橋	輝	経営企画部長
執行役員	伊	藤	博	個人業務部、営業統括部副担当

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(イ) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、「地域に密着した真に一流のリージョナルバンクへの挑戦」「高い経営効率と強靱な経営体力の構築」「活力溢れる逞しい人材集団の形成」を経営の基本方針とし、社会の発展・繁栄への貢献と企業としての安定的な成長を実現し、社会、お客さま、株主の皆さまからの揺るぎない信頼を確立することを経営上の最重要課題と位置付けております。

その実現のために、「社会発展への貢献」「お客さま本位の徹底」「健全・効率経営の堅持」「環境に配慮した企業行動」「自由闊達な企業風土の醸成」の5つを企業理念と位置付け、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度の強化と併せ、コンプライアンス並びにリスク管理等の内部管理態勢の充実を進め、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、こうした取組みによる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスに関して参照すべき原則・指針として「株式会社関西アーバン銀行コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。

(ロ) コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) コーポレート・ガバナンス体制の概要

平成28年6月29日現在における当行の取締役会は取締役11名で構成されており、このうち4名が社外からの選任であります。法令の決議事項に加えて重要な業務執行に関する事項について決議しております。定例取締役会は毎月1回、臨時取締役会は必要があるごとに開催しております。さらに、取締役会の機能を補完するため、取締役会には「人事・報酬委員会」という内部委員会を設け、社外取締役が内部委員会の委員に就任することにより、業務執行から離れた客観的な審議が行われる体制を構築しております。

監査役は6名で、このうち3名が社外からの選任であります。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務及び財産の状況調査を通して、当行の業務執行状況の監査を実施しております。

取締役会の下に、業務執行等に関する最高意思決定機関として「経営会議」を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する全般的な重要事項を協議決定しております。定例経営会議としては、毎月4回の実施に加え必要のあるごとに随時開催しております。

また、執行役員制度を導入して「経営の重要事項の決定機能及び監督機能」と「業務執行機能」を分離し、取締役会の一層の活性化を図っております。

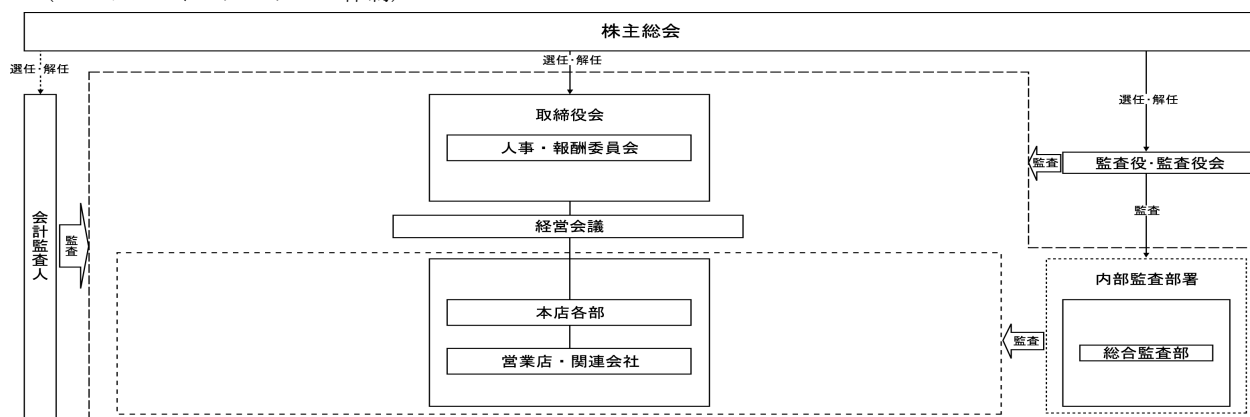
(b) 当該体制を採用する理由

当行の取締役会は必要最低限の人員で構成しており、社外取締役及び社外監査役を含む各監査役が、原則毎回出席することとしております。当行の社外取締役及び社外監査役は、独立・公正な立場から、適切な助言と監査等を行っており、取締役会としての意思決定機能及び業務執行の監督機能は有効に発揮できていると考えております。

また、経営に関する重要事項については、経営会議を定例的に開催し、十分な議論のもとで協議決定いたしております。

従いまして、現状の経営管理組織を充実強化していくことで、コーポレート・ガバナンスの実効性は確保できるものと判断いたしております。

(コーポレート・ガバナンス体制)



(c) 内部統制システムの整備の状況

当行は、健全な経営を維持していくために、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等の内部統制システム(業務の適正を確保するために必要な体制)を以下の通り定め、整備しております。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規則、情報管理規定、情報管理規則、情報・文書管理手続等に則り、適切な保存及び管理を行う。

② 当行及び当行のグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制について

a 当行及び当行のグループ会社の損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項をリスク管理規定として定め、リスク管理担当部署がリスク統括部とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。

b 担当役員、リスク管理担当部署及びリスク統括部は、前項において承認されたリスク管理の基本方針に基づいて、リスク管理を行う。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。

b 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織・職務権限に関する規定を定め、これらの規定に則った適切な権限委譲を行う。

④ 当行及び当行のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

a 当行及び当行のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会でコンプライアンス・マニュアルを制定し、役職員がこれを遵守する。

b 当行及び当行のグループ会社のコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規定の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。

c 当行のグループ全体の会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制規定等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。

d 当行及び役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

e 反社会的勢力による被害を防止するため、当行のグループ全体の基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。

f 利益相反管理に関する基本方針として関西アーバン銀行利益相反管理方針を制定し、お客さまの利益を不

- 当に害することがないように、当行のグループ内における利益相反を適切に管理する体制を整備する。
- g マネー・ロンダリング及びテロ資金の供与を防止するため、当行のグループ全体の基本方針としてマネー・ロンダリング等防止規定を定め、同規定に基づいた運営及び管理を行う。
- h 上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- a 当行のグループ全体の経営上の基本方針及び基本的計画は、株式会社三井住友フィナンシャルグループのグループ基本方針及び基本的計画を踏まえて決定する。
- b 当行のグループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、これらの規定に則った適切な管理を行う。
- c 当行グループ内における取引等の公正性及び適切性を確保するため、当行を含むグループ内の会社間の取引等に係る方針を関西アーバン銀行・グループ内取引管理規則として定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。また、これらの取引等のうち、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部及び株式会社三井住友銀行関連事業部に報告する。
- d 当行のグループ会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、グループ会社管理の基本的事項をグループ会社の運営および経営管理に関する規定等として定め、これらの規定に則ったグループ会社の管理及び運営を行う。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立性、監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に係る事項について
- a 監査役職務の執行を補助するために、監査役室を設置する。
- b 監査役室の使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
- c 監査役室の使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役職務の執行を補助するものとする。
- ⑦ 当行及び当行のグループ会社の役職員が、監査役会または監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項について
- a 当行及び当行のグループ会社の役職員は、当行もしくは当行のグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。また、当行及び当行グループの役職員は、その職務の執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。
- b 当行及び当行のグループ会社の役職員は、法令等の違反行為等を発見したときには、所属する会社の監査役や、内部通報窓口のほか、株式会社三井住友フィナンシャルグループが設置する内部通報窓口で報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査役に対し、内部通報の受付・処理状況（株式会社三井住友フィナンシャルグループが設置する内部通報窓口で報告されたものを含む）を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮の上、必要と認められるとき、または、監査役から報告を求められたときも速やかに報告する。
- c 当行及び当行のグループ会社の役職員が、前項の内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保するため、関西アーバンアラムライン規定とコンプライアンス・マニュアルに不利益取扱いの禁止を定める。
- ⑧ 監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制に係る事項について
- a 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
- b 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項について

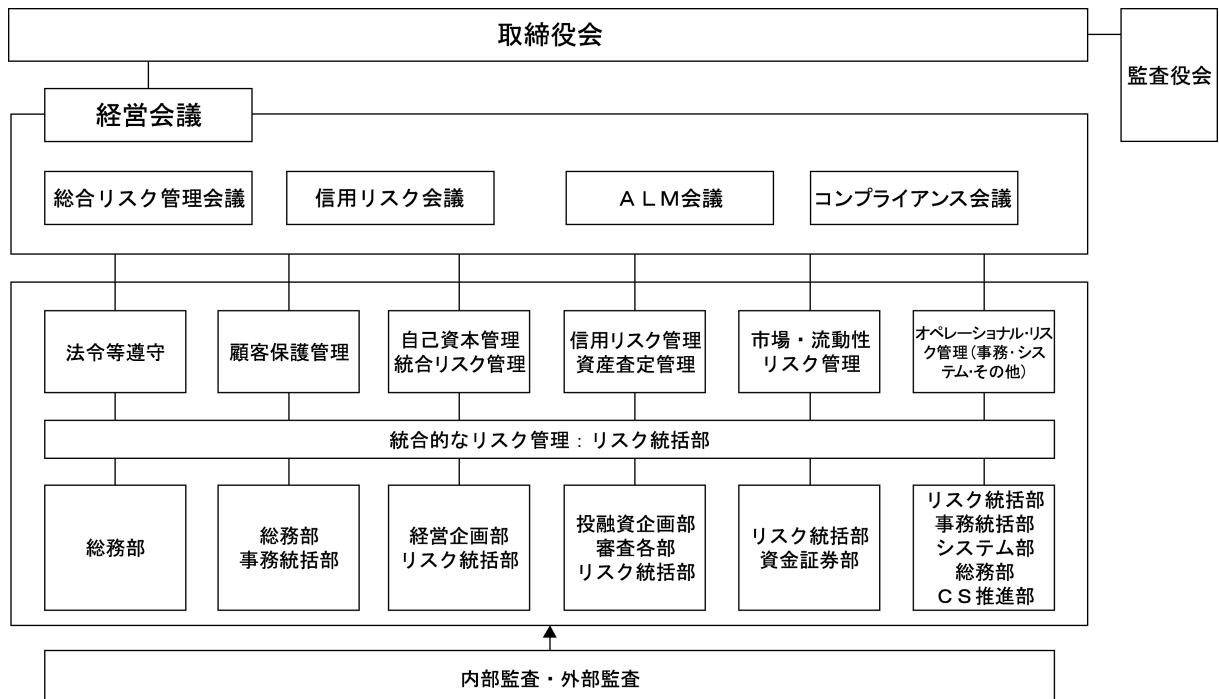
当行は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要なでないことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。

(d) リスク管理体制の整備の状況

当行では取締役会から授権された経営会議の一部を構成する会議として「総合リスク管理会議」「信用リスク会議」「ALM会議」「コンプライアンス会議」を設置し、リスク管理の充実・強化を図っております。

また、取締役会の決議により「リスク管理規定」を制定するとともに、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」「事務リスク」「システムリスク」「コンプライアンス・リスク」に関するリスク管理の基本方針を定め、「統合的なリスク管理の基本方針」でリスク管理に対する意思決定及び経営陣の役割、各種リスク管理部署等の組織と役割及びリスク管理の内容を定めております。(平成28年6月29日現在)

(リスク管理体制)



(e) 責任限定契約

①当行は、社外取締役及び社外監査役との間に、当行に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる旨を定款に定めており、契約を締結しております。

②契約の内容の概要につきましては、社外取締役が当行の社外取締役として職務を行うにつき、また、社外監査役が当行の社外監査役として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失なくして会社法第423条第1項の賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額をもって、社外取締役及び社外監査役の当行に対する損害賠償責任の限度とし、これを超える部分については社外取締役及び社外監査役は当行に対し損害賠償責任を負わないこととなっております。

(ハ) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査部門につきましては、総合監査部が本店各部、営業店及びグループ会社に対する内部監査を実施しております。このような監査を通じて、事故の未然防止を図るとともに、リスク管理状況を厳しくチェックする体制としております。平成28年6月29日現在における人員は、総合監査部50名となっております。

監査役監査につきましては、取締役会への出席及び常勤監査役が中心となり経営会議に出席するとともに、各種会議(取締役会から授権された経営会議の一部を構成する会議として「総合リスク管理会議」「信用リスク会議」「ALM会議」「コンプライアンス会議」を設置し、リスク管理の充実・強化を目的とする。)にも積極的に参加し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。

なお、社外監査役の安川文夫は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、社外監査役の峯本耕治は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

会計監査人につきましては、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。

また、内部監査部署、監査役及び会計監査人は、年間予定、業務報告などの定期的な打合せを含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

内部統制部門につきましては、リスク統括部及び財務企画部で構成されており、リスク統括部長は監査経営会議に出席しているほか、監査役及び総合監査部長が、リスク統括部所管の会議である総合リスク管理会議に、それぞれ出席しており、内部統制部門と内部監査部門との連携を図っております。また、財務企画部、監査役及び会計監査人は、年間予定、業務報告などの定期的な打合せを含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

(二) 社外取締役及び社外監査役について

(a) 当行と当行の各社外取締役及び各社外監査役との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係の概要

当行の社外取締役は4名、社外監査役は3名であり、各社外取締役及び各社外監査役と当行との間に特別な利害関係はありません。

① 社外取締役

- a 社外取締役の西川哲也は、当行の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の出身者であります。なお、同人が代表取締役を務める株式会社ディーファと当行の間には、重要な取引その他の関係はありません。
- b 社外取締役の和田光正は、当行の親会社である株式会社三井住友銀行の出身であります。
- c 社外取締役の石橋伸子、竹田千穂と当行の間には記載すべき人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

② 社外監査役

- a 社外監査役の峯本耕治が所属する長野総合法律事務所と当行の間には、法律顧問契約の関係があります。
- b 社外監査役の安川文夫は、当行の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の出身者であります。なお、同人が所長を務める安川文夫公認会計士事務所と当行の間には、重要な取引その他の関係はありません。
- c 社外監査役の松本龍昌は、当行の親会社である株式会社三井住友銀行の出身であります。

(b) 社外取締役及び社外監査役がコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割

当行の社外取締役及び社外監査役は、原則毎回取締役会に出席しており、独立・公正な立場から、適切な助言と監査等を行っており、取締役会としての意思決定機能及び業務執行の監督機能は有効に発揮できていると考えております。

(c) 社外取締役及び社外監査役を選任するための当行からの独立性に関する基準又は方針

当行における社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）が独立性を有すると判断するためには、当行が上場する金融商品取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、原則として、現在または最近（※1）において、以下の要件の全てに該当しないことが必要である。

① 主要な取引先（※2）

- a 当行及び当行グループを主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ）である場合は、その業務執行者。
- b 当行及び当行グループの主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。

② 専門家

- a 当行及び当行グループから役員報酬以外に、過去3年平均で、年間10百万円超の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
- b 当行及び当行グループから、多額の金銭その他の財産（※3）を得ている法律事務所、会計事務所、コ

ンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人等の一員。

③ 寄付

当行及び当行グループから、過去3年平均で、年間10百万円または相手方の年間売上高の2%のいずれか大きい額を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

④ 親会社等

株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行並びに傘下のグループ各社の業務執行者。

⑤ 主要株主

当行の主要株主、もしくは主要株主が法人等である場合は、その業務執行者（過去3年以内に主要株主またはその業務執行者であった者を含む）。

⑥ 近親者（※4）

次に掲げるいずれかの者（重要（※5）でない者を除く）の近親者。

a 上記①～⑤に該当する者。

b 当行または当行グループの取締役、監査役、執行役員または使用人。

（※1）「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合を言い、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない。

（※2）「主要な取引先」の定義

①当行及び当行グループを主要な取引先とする者：当該者の連結売上高に占める当行及び当行グループ売上高の割合が2%を超える場合。

②当行及び当行グループの主要な取引先：当行の連結総資産の1%を超える貸付を当行が行っている場合。

（※3）「多額の金銭その他の財産」の定義

当行及び当行グループから、当行の連結経常収益の0.5%を超える金銭その他の財産を得ている場合。

（※4）「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族。

（※5）「重要」である者の例

①当行及び当行グループ各社の役員・部長クラスのもの。

②会計専門家・法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者。

(d) 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方

① 社外取締役の西川哲也は、公認会計士及び税理士であり当行の独立役員に指定しております。

同取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、公認会計士・税理士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を当行の経営に活かせると判断いたしました。

② 社外取締役の和田光正は、銀行業務に関する豊富な経験及び経営に関する高い見識を当行の経営に活かせると判断いたしました。

③ 社外取締役の石橋伸子は、弁護士であり当行の独立役員に指定しております。

同取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、弁護士としての企業法務に関する高い見識を当行の経営に活かせると判断いたしました。

④ 社外取締役の竹田千穂は、弁護士であり当行の独立役員に指定しております。

同取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、弁護士としての企業法務に関する高い見識を当行の経営に活かせると判断いたしました。

⑤ 社外監査役の峯本耕治は、弁護士であり当行の独立役員に指定しております。

同監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、弁護士としての企業法務に

関する高い見識を当行の監査に反映させられると判断いたしました。

⑥ 社外監査役の安川文夫は、公認会計士及び税理士であり当行の独立役員に指定しております。

同監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、公認会計士・税理士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を当行の監査に反映させられると判断いたしました。

⑦ 社外監査役の松本龍昌は、銀行業務に関する豊富な経験及び経営に関する高い見識を当行の監査に反映させられると判断いたしました。

(e) 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会、監査役会並びにその他の会合等を通じて、内部監査の実施状況及び結果について報告を受けております。また、内部統制システムの状況及び財務報告に係る内部統制については、取締役会等を通じて、定期的に報告を受けるほか、必要に応じ適宜、情報交換を行い、内部統制部門との連携強化に努めております。

(ホ) 役員の報酬等の内容

(a) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別	
			基本報酬	賞与
取締役	12	373	315	57
監査役	4	56	52	4
社外役員	7	35	35	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(b) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(c) 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与はありません。

(d) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当行は、役員の報酬等の構成を「基本報酬」「賞与」とし、「基本報酬」は役員としての職務内容・業務実績等を勘案し、「賞与」は、年度の業績評価や役員個人の短期並びに中長期的な観点での職務執行状況等を勘案して決定しております。報酬限度額は、平成26年6月27日開催の当行第151期定時株主総会決議により、年額6億円以内（うち、社外取締役は30百万円以内）としております。

また、監査役に対する報酬は、監査役の協議により決定しております。報酬限度額は、平成26年6月27日開催の当行第151期定時株主総会決議により、年額1億円以内としております。

(へ) 株式の保有状況

(a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 95銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 20,691百万円

(b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
塩野義製薬株式会社	1,113,242	4,395	取引関係維持・強化を目的とする保有
ダイキン工業株式会社	300,000	2,366	取引関係維持・強化を目的とする保有
東京海上ホールディングス株式会社	338,935	1,512	取引関係維持・強化を目的とする保有
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	339,639	1,162	取引関係維持・強化を目的とする保有
日本電気硝子株式会社	1,920,000	1,111	取引関係維持・強化を目的とする保有
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	1,924,393	969	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社みなと銀行	3,249,700	954	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社モリタホールディングス	733,000	849	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社平和堂	305,000	834	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社王将フードサービス	162,000	704	取引関係維持・強化を目的とする保有
住友電気工業株式会社	242,000	384	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社三重銀行	1,255,682	362	取引関係維持・強化を目的とする保有
オムロン株式会社	60,500	323	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社第三銀行	1,375,000	276	安定株主として保有
日比谷総合設備株式会社	150,273	252	取引関係維持・強化を目的とする保有
大和ハウス工業株式会社	90,000	214	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社奥村組	358,000	203	取引関係維持・強化を目的とする保有
フジテック株式会社	154,000	189	取引関係維持・強化を目的とする保有
オプテックス株式会社	78,000	185	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社プレサンスコーポレーション	46,400	182	取引関係維持・強化を目的とする保有
阪急阪神ホールディングス株式会社	208,000	161	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社トマト銀行	813,000	160	安定株主として保有
鹿島建設株式会社	253,150	138	取引関係維持・強化を目的とする保有
三精テクノロジーズ株式会社	226,054	124	取引関係維持・強化を目的とする保有

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社京都銀行	96,780	119	安定株主として保有
株式会社南日本銀行	657,000	112	安定株主として保有
シップヘルスケアホールディングス株式会社	40,000	110	取引関係維持・強化を目的とする保有
日本電気株式会社	299,925	106	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社大和証券グループ本社	103,000	99	取引関係維持・強化を目的とする保有
上新電機株式会社	100,000	98	取引関係維持・強化を目的とする保有

(みなし保有株式)

該当ありません。

(当事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
塩野義製薬株式会社	1,113,242	5,902	取引関係維持・強化を目的とする保有
ダイキン工業株式会社	300,000	2,458	取引関係維持・強化を目的とする保有
東京海上ホールディングス株式会社	338,935	1,340	取引関係維持・強化を目的とする保有
日本電気硝子株式会社	1,920,000	1,100	取引関係維持・強化を目的とする保有
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	339,639	1,058	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社モリタホールディングス	733,000	942	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社平和堂	305,000	707	取引関係維持・強化を目的とする保有
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	1,924,393	659	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社王将フードサービス	162,000	650	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社みなと銀行	3,249,700	524	取引関係維持・強化を目的とする保有
住友電気工業株式会社	242,000	336	取引関係維持・強化を目的とする保有
大和ハウス工業株式会社	90,000	286	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社三重銀行	1,255,682	254	取引関係維持・強化を目的とする保有
オプテックス株式会社	78,000	249	取引関係維持・強化を目的とする保有
日比谷総合設備株式会社	150,273	246	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社奥村組	358,000	214	取引関係維持・強化を目的とする保有
オムロン株式会社	60,500	198	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社プレサンスコーポレーション	46,400	185	取引関係維持・強化を目的とする保有
上新電機株式会社	200,000	177	取引関係維持・強化を目的とする保有

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
フジテック株式会社	154,000	176	取引関係維持・強化を目的とする保有
鹿島建設株式会社	253,150	175	取引関係維持・強化を目的とする保有
阪急阪神ホールディングス株式会社	208,000	148	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社浅沼組	500,000	130	取引関係維持・強化を目的とする保有
三精テクノロジーズ株式会社	226,054	130	取引関係維持・強化を目的とする保有
シップヘルスケアホールディングス株式会社	40,000	121	取引関係維持・強化を目的とする保有
いちごグループホールディングス株式会社	200,000	84	取引関係維持・強化を目的とする保有
日本電気株式会社	299,925	82	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社日住サービス	349,000	80	取引関係維持・強化を目的とする保有
株式会社大和証券グループ本社	103,000	72	取引関係維持・強化を目的とする保有
日本バルカー工業株式会社	248,000	71	取引関係維持・強化を目的とする保有

(みなし保有株式)

該当ありません。

(c) 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	743	14	—	344
非上場株式	—	—	—	—

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	708	15	—	310
非上場株式	—	—	—	—

(d) 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものはありません。

(e) 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものはありません。

(ト) 会計監査の状況

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。監査業務が期末に偏ることなく期中に満遍なく実施され、正確で監査し易い環境を整備しております。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

- (a) 業務を執行した公認会計士の氏名
 - 指定有限責任社員 業務執行社員 松山 和弘
 - 指定有限責任社員 業務執行社員 脇田 勝裕
 - 指定有限責任社員 業務執行社員 大橋 正紹
- (b) 監査業務に係る補助者の構成
 - 公認会計士 12名
 - その他 17名

(チ) 取締役の定数

当行の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

(リ) 取締役の選解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(ヌ) 自己の株式の取得の決定機関

当行は、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にすることを目的とするものであります。

(ル) 中間配当の決定機関

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

(ロ) 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(ワ) 第一種優先株式について、議決権を有していないこととしている理由

当行は、適切な資本政策を実行することを可能とするにあたり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	88	—	88	—
連結子会社	18	—	18	—
計	106	—	106	—

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
- 4 連結財務諸表及び財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 5 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。
会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会の行う研修に参加する等の取組みを行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
現金預け金	304,955	307,555
コールローン及び買入手形	3,605	5,634
有価証券	※6, ※13 305,011	※6, ※13 277,214
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 3,590,535	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 3,747,129
外国為替	※5 7,231	※5 9,015
その他資産	※6 59,478	※6 63,416
有形固定資産	※9, ※10 28,977	※9, ※10 53,618
建物	10,520	12,533
土地	※8 13,469	※8 36,295
建設仮勘定	245	22
その他の有形固定資産	4,741	4,767
無形固定資産	16,770	16,098
ソフトウェア	4,972	5,189
のれん	10,988	10,252
その他の無形固定資産	809	656
退職給付に係る資産	4,607	1,385
繰延税金資産	22,758	19,633
支払承諾見返	8,012	7,560
貸倒引当金	△28,877	△25,243
資産の部合計	4,323,067	4,483,017
負債の部		
預金	※6 3,744,976	※6 3,812,165
譲渡性預金	105,410	151,274
コールマネー及び売渡手形	—	105,000
借入金	※6, ※11 179,755	※6, ※11 135,606
外国為替	47	108
社債	※12 58,200	※12 34,000
その他負債	33,831	35,803
賞与引当金	2,516	2,506
退職給付に係る負債	6,073	6,762
役員退職慰労引当金	24	—
睡眠預金払戻損失引当金	609	666
偶発損失引当金	580	536
繰延税金負債	7	2
再評価に係る繰延税金負債	※8 408	※8 366
支払承諾	8,012	7,560
負債の部合計	4,140,454	4,292,359

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	94,163	94,163
利益剰余金	29,618	40,788
自己株式	△598	△603
株主資本合計	170,223	181,387
その他有価証券評価差額金	10,851	11,518
繰延ヘッジ損益	△67	△280
土地再評価差額金	※8 814	※8 787
退職給付に係る調整累計額	△487	△4,061
その他の包括利益累計額合計	11,110	7,963
新株予約権	55	48
非支配株主持分	1,223	1,257
純資産の部合計	182,612	190,657
負債及び純資産の部合計	4,323,067	4,483,017

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)
経常収益	95,851	90,346
資金運用収益	69,424	66,430
貸出金利息	65,318	62,495
有価証券利息配当金	2,215	2,005
コールローン利息及び買入手形利息	15	36
預け金利息	252	203
その他の受入利息	1,622	1,688
役員取引等収益	16,115	14,946
その他業務収益	8,542	7,762
その他経常収益	1,769	1,207
償却債権取立益	5	5
その他の経常収益	※1 1,763	※1 1,202
経常費用	72,773	68,127
資金調達費用	8,796	7,546
預金利息	6,085	5,200
譲渡性預金利息	117	104
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
借入金利息	545	532
社債利息	1,963	1,623
その他の支払利息	84	86
役員取引等費用	6,255	6,247
その他業務費用	6,812	6,099
営業経費	47,296	46,126
その他経常費用	3,612	2,107
貸倒引当金繰入額	1,496	170
その他の経常費用	※2 2,115	※2 1,937
経常利益	23,077	22,218
特別利益	64	9
固定資産処分益	49	2
新株予約権戻入益	14	6
特別損失	343	1,190
固定資産処分損	161	189
減損損失	※3 181	※3 1,001
税金等調整前当期純利益	22,798	21,037
法人税、住民税及び事業税	129	235
法人税等調整額	5,275	4,724
法人税等合計	5,404	4,960
当期純利益	17,393	16,076
非支配株主に帰属する当期純利益	39	60
親会社株主に帰属する当期純利益	17,354	16,016

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	17,393	16,076
その他の包括利益	※1 6,941	※1 △3,100
その他有価証券評価差額金	5,911	666
繰延ヘッジ損益	16	△212
土地再評価差額金	42	20
退職給付に係る調整額	969	△3,576
包括利益	24,335	12,976
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	24,294	12,917
非支配株主に係る包括利益	40	58

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	47,039	94,163	17,367	△589	157,981
会計方針の変更による累積的影響額			△868		△868
会計方針の変更を反映した当期首残高	47,039	94,163	16,498	△589	157,112
当期変動額					
剰余金の配当			△4,310		△4,310
親会社株主に帰属する当期純利益			17,354		17,354
自己株式の取得				△8	△8
自己株式の処分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩			76		76
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△0	13,119	△8	13,111
当期末残高	47,039	94,163	29,618	△598	170,223

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,939	△84	848	△1,457	4,246	70	1,183	163,480
会計方針の変更による累積的影響額								△868
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,939	△84	848	△1,457	4,246	70	1,183	162,611
当期変動額								
剰余金の配当								△4,310
親会社株主に帰属する当期純利益								17,354
自己株式の取得								△8
自己株式の処分								0
土地再評価差額金の取崩								76
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,911	16	△33	969	6,864	△14	40	6,889
当期変動額合計	5,911	16	△33	969	6,864	△14	40	20,001
当期末残高	10,851	△67	814	△487	11,110	55	1,223	182,612

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	47,039	94,163	29,618	△598	170,223
当期変動額					
剰余金の配当			△4,894		△4,894
親会社株主に帰属する当期純利益			16,016		16,016
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩			48		48
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△0	11,169	△5	11,164
当期末残高	47,039	94,163	40,788	△603	181,387

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	10,851	△67	814	△487	11,110	55	1,223	182,612
当期変動額								
剰余金の配当								△4,894
親会社株主に帰属する当期純利益								16,016
自己株式の取得								△5
自己株式の処分								0
土地再評価差額金の取崩								48
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	666	△212	△27	△3,573	△3,146	△6	34	△3,119
当期変動額合計	666	△212	△27	△3,573	△3,146	△6	34	8,045
当期末残高	11,518	△280	787	△4,061	7,963	48	1,257	190,657

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	22,798	21,037
減価償却費	3,746	4,229
減損損失	181	1,001
のれん償却額	736	736
貸倒引当金の増減(△)	△2,845	△3,633
賞与引当金の増減額(△は減少)	129	△9
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△2,778	△1,282
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△67	62
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△9	△24
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	54	57
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△179	△44
資金運用収益	△69,424	△66,430
資金調達費用	8,796	7,546
有価証券関係損益(△)	160	137
為替差損益(△は益)	△7	△0
固定資産処分損益(△は益)	111	186
貸出金の純増(△)減	△34,408	△156,594
預金の純増減(△)	70,649	67,189
譲渡性預金の純増減(△)	22,820	45,864
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	92,117	△42,898
有利息預け金の純増(△)減	△886	770
コールローン等の純増(△)減	△2,267	△2,028
コールマネー等の純増減(△)	△47	105,000
外国為替(資産)の純増(△)減	△1,961	△1,783
外国為替(負債)の純増減(△)	12	60
資金運用による収入	69,538	66,615
資金調達による支出	△9,873	△7,492
その他	△1,027	△3,918
小計	166,070	34,354
法人税等の支払額	△347	△377
法人税等の還付額	164	230
営業活動によるキャッシュ・フロー	165,888	34,206

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△49,992	△32,396
有価証券の売却による収入	5,067	8,542
有価証券の償還による収入	27,334	52,207
有形固定資産の取得による支出	△3,745	△28,351
有形固定資産の売却による収入	550	434
無形固定資産の取得による支出	△2,591	△2,281
無形固定資産の売却による収入	0	0
その他	88	1,384
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,288	△461
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	—	△1,250
劣後特約付社債の償還による支出	△10,000	△24,200
配当金の支払額	△4,309	△4,894
非支配株主への配当金の支払額	—	△24
自己株式の取得による支出	△8	△5
自己株式の処分による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△14,317	△30,374
現金及び現金同等物に係る換算差額	7	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	128,289	3,370
現金及び現金同等物の期首残高	171,526	299,815
現金及び現金同等物の期末残高	※1 299,815	※1 303,186

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社

連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 開示対象特別目的会社に関する事項

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当事項はありません。

(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等

該当事項はありません。

5 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については、株式は原則として連結決算日前1カ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については、原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

その他 2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、85,057百万円（前連結会計年度末は110,591百万円）であります。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、当行及び連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

②為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(11) のれんの償却方法及び償却期間

株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。

(12) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。

(13) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、主に税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(14) 連結納税制度

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

（追加情報）

当行の連結子会社のうち、役員退職慰労金制度のある5社については、第1四半期連結会計期間中に開催した取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成27年6月開催の定時株主総会において、取締役及び監査役に対し、退職慰労金を打ち切り支給することを決議しました。これにより、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、当連結会計期間末の打ち切り支給未払分17百万円を「その他負債」に含めて表示しております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

(表示方法の変更)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

(連結貸借対照表関係)

※1 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
破綻先債権額	1,694百万円	838百万円
延滞債権額	67,387百万円	57,820百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	388百万円	86百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
貸出条件緩和債権額	5,725百万円	9,093百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
合計額	75,196百万円	67,839百万円

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	8,679百万円	7,800百万円

※6 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	165,679百万円	153,121百万円
貸出金	1,103 "	638 "
その他資産(リース投資資産)	11,428 "	11,365 "
その他資産(延払資産)	188 "	27 "
計	178,400 "	165,152 "
担保資産に対応する債務		
預金	5,889 "	7,381 "
借入金	167,500 "	123,121 "

上記のほか、為替決済等の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
有価証券	13,027百万円	13,077百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
保証金	3,690百万円	2,304百万円

- ※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
融資未実行残高	491,157百万円	453,944百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	480,617百万円	431,742百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※8 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
976百万円	902百万円

- ※9 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
減価償却累計額	21,490百万円	21,483百万円

- ※10 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
圧縮記帳額	640百万円	640百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(—)	(—)

※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりま
す。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
劣後特約付借入金	8,250百万円	7,000百万円

※12 社債は、劣後特約付社債であります。

※13 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の
額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	2,611百万円	2,009百万円

(連結損益計算書関係)

※1 「その他の経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
最終取引日以降長期間異動 のない一定の預金等に係る 収益計上額	1,291百万円	857百万円
株式等売却益	24百万円	95百万円

※2 「その他の経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	609百万円	666百万円
保証協会保証付貸出金に対する負担金	337百万円	466百万円
貸出債権売却に伴う損失	821百万円	281百万円

※3 減損損失

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。

このうち、以下の店舗の統廃合等により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計181百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	大阪府下	営業用店舗1か店	建物	43百万円
	大阪府外	営業用店舗4か店	土地建物	138百万円
遊休資産	大阪府外	遊休資産1物件	土地	0百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。

このうち、以下の店舗の統廃合等により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計1,001百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	大阪府下	営業用店舗等6か店	土地建物	592百万円
	大阪府外	営業用店舗11か店	土地建物等	408百万円
遊休資産	大阪府下	遊休資産1物件	土地	0百万円
	大阪府外	遊休資産2物件	土地	0百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	8,462	647
組替調整額	△26	45
税効果調整前	8,436	692
税効果額	△2,524	△25
その他有価証券評価差額金	5,911	666
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△60	△402
組替調整額	90	98
税効果調整前	29	△303
税効果額	△13	91
繰延ヘッジ損益	16	△212
土地再評価差額金：		
当期発生額	—	—
組替調整額	—	—
税効果調整前	—	—
税効果額	42	20
土地再評価差額金	42	20
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	1,231	△5,470
組替調整額	313	332
税効果調整前	1,545	△5,137
税効果額	△575	1,561
退職給付に係る調整額	969	△3,576
その他の包括利益合計	6,941	△3,100

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	737,918	—	664,127	73,791	(注)1・2
種類株式	73,000	—	—	73,000	
うち第一種 優先株式	73,000	—	—	73,000	
合計	810,918	—	664,127	146,791	
自己株式					
普通株式	2,861	23	2,591	293	(注)1・3・4
種類株式	—	—	—	—	
うち第一種 優先株式	—	—	—	—	
合計	2,861	23	2,591	293	

- (注) 1 平成26年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。
 2 普通株式の発行済株式に係る減少664,127千株は、株式併合による減少であります。
 3 普通株式の自己株式の株式数の増加23千株のうち、株式併合前に行った単元未満株式の買取りによる増加は18千株、株式併合後は2千株、株式併合に伴う割当端数株式の買取りによる増加は2千株であります。
 4 普通株式の自己株式の株式数の減少2,591千株のうち、株式併合前に行った単元未満株式の売渡しによる減少は1千株、株式併合に伴う単元未満株式の処分による減少は0千株、株式併合による減少は2,590千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要	
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度				当連結会計 年度末
				増加	減少			
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		—			55		
合計			—			55		

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式		2,940	(注) 4.00	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日
	種類株式	第一種 優先株式	1,370	18.77	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日
	合計		4,310			

(注) 1 平成26年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。

2 1株当たり配当額のうち50銭は、関西アーバン銀行に商号を変更して10周年を迎えたことによる記念配当であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式		2,939	利益剰余金	40.00	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日
	種類株式	第一種 優先株式	1,954	利益剰余金	26.78	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日
	合計		4,894				

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	73,791	—	—	73,791	
種類株式	73,000	—	—	73,000	
うち第一種 優先株式	73,000	—	—	73,000	
合計	146,791	—	—	146,791	
自己株式					
普通株式	293	3	0	296	(注)1・2
種類株式	—	—	—	—	
うち第一種 優先株式	—	—	—	—	
合計	293	3	0	296	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度			
				増加	減少		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		—		48		
合計			—		48		

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式		2,939	40.00	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日
	種類株式	第一種 優先株式	1,954	26.78	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日
	合計		4,894			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式		2,939	利益剰余金	40.00	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日
	種類株式	第一種 優先株式	1,921	利益剰余金	26.32	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日
	合計		4,861				

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金預け金勘定	304,955百万円	307,555百万円
定期預け金	△1,160 "	△1,160 "
普通預け金	△3,619 "	△2,871 "
その他預け金	△360 "	△338 "
現金及び現金同等物	299,815 "	303,186 "

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

[借手側]

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

[貸手側]

(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
リース料債権部分の金額	21,708	20,866
見積残存価額部分の金額	2,762	3,158
受取利息相当額	△2,497	△2,387
期末リース投資資産	21,973	21,637

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	1,737	7,529
1年超2年以内	892	5,680
2年超3年以内	650	4,005
3年超4年以内	386	2,617
4年超5年以内	167	1,265
5年超	72	610
合計	3,906	21,708

リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益は26百万円多く計上されています。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	3,281	7,076
1年超2年以内	1,533	5,347
2年超3年以内	1,125	3,847
3年超4年以内	791	2,345
4年超5年以内	482	972
5年超	427	1,276
合計	7,641	20,866

リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益は6百万円多く計上されています。

2 オペレーティング・リース取引

〔借手側〕

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

前連結会計年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

〔貸手側〕

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成27年3月31日）	当連結会計年度 （平成28年3月31日）
1年内	16	12
1年超	9	10
合計	25	22

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。うち、銀行業務としては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務等を行っております。

これら業務に伴い、当行グループでは、貸出金、債券、株式等の金融資産を保有するほか、預金、借入金、社債等による資金調達を行っております。また、お客さまのヘッジニーズにお応えする目的のほか、預貸金業務等に係る市場リスクをコントロールする目的（以下、「ALM目的」という。）で、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 金融資産

当行グループが保有する主な金融資産は、法人向け・個人向けの貸出金及び国債や社債等の債券、株式等の有価証券であります。国債等の債券については、ALM目的で保有しております。また、株式につきましては、政策投資を主な目的として保有しております。これらは、それぞれ貸出先、発行体の契約不履行によってもたらされる信用リスクや金利、為替、株価等の市場価格の変動リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

② 金融負債

当行グループが負う金融負債には、預金のほか、借入金、社債等が含まれます。預金は、主として法人・個人預金であり、借入金及び社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金や劣後特約付社債が含まれております。金融負債についても、金融資産と同様に、金利、為替の変動リスクや流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

③ デリバティブ取引

当行グループで取り扱っているデリバティブ取引には、金利関連ではスワップ取引・オプション取引、通貨関連では為替予約取引・通貨スワップ取引、債券関連では債券先物取引等があります。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、金利や為替、株価等市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する市場リスク、取引相手の財務状態の悪化等により契約が履行されなくなり損失を被る信用リスク、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる流動性リスク等があります。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「リスク管理規定」として制定しております。同規定に基づき、「統合的なリスク管理の基本方針」を定め、取締役会の承認を得る体制としております。

リスク管理を行うに当たっては、戦略目標と業務形態に応じて、管理すべきリスクの所在と種類を特定したうえで、各リスクの特性に応じて適切な管理を実施する体制となっております。

① 信用リスクの管理

投融资企画部が、与信業務の基本的指針と行動規範を定めたクレジットポリシーの制定、与信権限規定・運営ルールの制定、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオ管理、行内格付制度を、リスク統括部が、信用リスク量の管理等を行い、信用リスクの統一的、定量的、経常的な管理を行っております。

審査体制については、審査関連部と営業推進部門とを分離し、個別案件審査の独立性を堅持しております。貸出の審査に当たっては、公共性・成長性・健全性・収益性・流動性を基本原則とし、事業計画や資金使途、返済能力等を総合的に評価し、厳正な姿勢で取り組んでおります。

また、一定の基準を満たす与信先については、通常審議を通した与信管理に加え、与信先の信用状態、与信保全状況及び今後の与信方針等に関して個別管理を強化し、定期的に審査関連部から経営陣に報告を行うローンレビューを実施しております。また、総合監査部を独立部とし、審査関連部・営業店に対する牽制機能の強化を図っております。

② 市場リスクの管理

当行は、市場営業部門から独立した権限を持つリスク統括部が市場リスクを一元管理する体制をとっております。また、実効性のあるリスク管理の実現には、経営陣がそのプロセスに関与することが重要であり、当行では、「取締役会」や「ALM会議」において、リスク管理方針等を審議するとともに、経営陣に対し、行内の電子メールにより、リスク状況を日次で報告しております。

市場価格やボラティリティ（市場価格の変動率）が予想に反して不利な方向に変動した場合に発生する市場リスクにつきましては、BPV（ベース・ポイント・バリュー、金利が0.01%変化したときの損益変化）の極度を設定して、市場リスクを適切に管理しております。

・市場リスクに関する定量的情報

前連結決算日における当行のVaR（円貨バンキング勘定）の合計値は、金利リスクに係るもので155百万円、株価リスクに係るもので982百万円、その他の市場リスクに係るもの（投資信託等）で506百万円であります。

また、当連結決算日における当行のVaRの合計値は、金利リスクに係るもので262百万円、株価リスクに係るもので1,781百万円、その他の市場リスクに係るもの（投資信託等）で797百万円であります。

なお、これらの値は前提条件や算定方法等の変更によって異なる値となる統計的な値であり、将来の市場環境が過去の相場変動に比して激変するリスクを捕捉していない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当行では、毎月開催する「ALM会議」にて、市場動向・預貸金動向等を踏まえたうえで資金調達方針等を検討するとともに、当行の要調達額（資金ギャップ）に対し極度を設定し、日々管理を行っております。また、流動性リスクのコンティンジェンシープラン（危機管理計画）として預金流出額に応じてフェーズを制定し、日々把握管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が存在しない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	304,955	304,955	0
(2) コールローン及び買入手形	3,605	3,605	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	302,899	302,899	—
(4) 貸出金	3,590,535		
貸倒引当金（*1）	△28,338		
	3,562,197	3,576,809	14,611
(5) 外国為替（*1）	7,208	7,231	22
(6) その他資産（*1、*2）	34,527	34,637	110
資産計	4,215,394	4,230,139	14,745
(1) 預金	3,744,976	3,745,222	246
(2) 譲渡性預金	105,410	105,409	△0
(3) コールマネー及び売渡手形	—	—	—
(4) 借入金	179,755	179,463	△291
(5) 外国為替	47	47	—
(6) 社債	58,200	60,229	2,029
負債計	4,088,389	4,090,371	1,982
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,961	3,961	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△183	△183	—
デリバティブ取引計	3,777	3,777	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2） デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	307,555	307,559	3
(2) コールローン及び買入手形	5,634	5,634	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	274,725	274,725	—
(4) 貸出金	3,747,129		
貸倒引当金（*1）	△24,947		
	3,722,182	3,739,618	17,435
(5) 外国為替（*1）	9,005	9,015	9
(6) その他資産（*1、*2）	38,850	38,978	128
資産計	4,357,953	4,375,530	17,576
(1) 預金	3,812,165	3,812,473	307
(2) 譲渡性預金	151,274	151,274	—
(3) コールマネー及び売渡手形	105,000	105,000	—
(4) 借入金	135,606	136,343	737
(5) 外国為替	108	108	—
(6) 社債	34,000	34,650	650
負債計	4,238,154	4,239,849	1,695
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,829	3,829	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△414	△414	—
デリバティブ取引計	3,415	3,415	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2） デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

現金、無利息預け金及び残存期間が6カ月以下の有利息預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超える有利息預け金は、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が6カ月以下のコールローンについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超えるコールローンは、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(3) 有価証券

市場価格のある株式は、連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された金額を時価としております。それ以外の市場価格のあるものは、連結決算日における市場価格を時価としております。市場価格のないものは、時価を把握することが極めて困難と認められるものを除き、主に市場金利、発行体の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(6カ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国他店預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入外国為替、取立外国為替は、残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(6) その他資産

その他資産のうち、リース投資資産、リース債権及び延払債権については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間(6カ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としております。また、要求払預金以外の預金のうち満期までの残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

その他の定期預金及び譲渡性預金は、満期日までの残存期間に応じた、新規に預金を受入れる際に使用する利率等を用いて、将来キャッシュ・フロー法等により時価を算定しております。

(3) コールマネー及び売渡手形

残存期間が6カ月以下のコールマネーについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超えるコールマネーは、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(4) 借入金、及び(6) 社債

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金、社債の元利金の合計額を同様の調達において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、借入金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) 外国為替

取引の時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
① 非上場株式(*1) (*2)	1,336	1,425
② 組合出資金等(*3)	775	1,063
合計	2,112	2,489

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について84百万円減損処理を行っております。当連結会計年度において、非上場株式について12百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	278,446	240	—	—	—
コールローン及び買入手形	3,605	—	—	—	—
有価証券	51,643	168,776	23,407	22,919	—
その他有価証券のうち満期があるもの	51,643	168,776	23,407	22,919	—
うち国債	19,253	113,500	2,000	—	—
地方債	70	380	1,370	—	—
社債	32,039	48,678	20,037	20,336	—
その他	281	6,217	—	2,583	—
貸出金(*1)	488,701	552,670	388,104	640,603	1,448,872
外国為替	7,231	—	—	—	—
その他資産のうちリース投資資産(*2)	6,813	9,427	4,781	645	4
その他資産のうちリース債権	1,638	1,499	605	81	—
合計	838,080	732,613	416,898	664,250	1,448,877

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない68,938百万円は含めておりません。

(*2) リース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない223百万円、期間の定めのないもの78百万円は含めておりません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	281,664	112	112	—	—
コールローン及び買入手形	5,634	—	—	—	—
有価証券	120,263	60,715	31,623	20,954	1,850
その他有価証券のうち満期があるもの	120,263	60,715	31,623	20,954	1,850
うち国債	84,500	31,000	—	1,000	—
地方債	140	1,160	660	—	—
社債	30,899	28,247	29,616	18,322	—
その他	4,724	308	1,346	1,632	1,850
貸出金(*1)	551,769	579,395	389,575	674,237	1,490,469
外国為替	9,015	—	—	—	—
その他資産のうちリース投資資産(*2)	6,607	9,050	4,381	1,212	149
その他資産のうちリース債権	3,153	2,541	1,304	485	—
合計	978,107	651,815	426,997	696,889	1,492,469

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない58,658百万円は含めておりません。

(*2) リース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない129百万円、期間の定めのないもの107百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金(*1)	3,341,897	371,498	30,485	1,094	—
譲渡性預金	105,410	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	—	—	—	—	—
外国為替	47	—	—	—	—
合計	3,447,354	371,498	30,485	1,094	—

(*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 社債、借入金については、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「⑤連結附属明細表」の「社債明細表」及び「借入金等明細表」において記載しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金(*1)	3,564,095	228,274	18,850	945	—
譲渡性預金	151,274	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	105,000	—	—	—	—
外国為替	108	—	—	—	—
合計	3,820,477	228,274	18,850	945	—

(*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 社債、借入金については、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「⑤連結附属明細表」の「社債明細表」及び「借入金等明細表」において記載しております。

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

3 その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	19,961	10,324	9,636
	債券	224,533	222,550	1,982
	国債	135,411	134,861	550
	地方債	1,558	1,542	16
	社債	87,563	86,146	1,416
	その他	18,698	14,064	4,634
	小計	263,193	246,939	16,254
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	517	651	△134
	債券	35,198	35,243	△44
	国債	—	—	—
	地方債	279	280	△0
	社債	34,919	34,963	△43
	その他	3,990	4,337	△347
	小計	39,706	40,232	△526
合計		302,899	287,171	15,728

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	種類	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	19,463	9,599	9,863
	債券	221,376	219,198	2,178
	国債	116,995	116,555	439
	地方債	1,906	1,891	14
	社債	102,475	100,751	1,723
	その他	20,768	15,699	5,069
	小計	261,608	244,497	17,111
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	513	613	△99
	債券	6,381	6,404	△23
	国債	—	—	—
	地方債	69	70	△0
	社債	6,311	6,334	△23
	その他	6,221	6,788	△567
	小計	13,116	13,806	△690
合計		274,725	258,304	16,420

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	456	23	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	4,611	3	—
合計	5,067	26	—

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	812	95	141
債券	245	—	55
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	245	—	55
その他	7,484	55	—
合計	8,542	150	196

6 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については連結会計年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については連結会計年度末日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

2 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	金額(百万円)
評価差額	15,728
その他有価証券	15,728
(△)繰延税金負債	4,876
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	10,851
(△)非支配株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	10,851

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	金額(百万円)
評価差額	16,420
その他有価証券	16,420
(△)繰延税金負債	4,902
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	11,518
(△)非支配株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	11,518

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	626,149	587,822	3,857	3,857
	受取固定・支払変動	300,196	281,479	8,549	8,549
	受取変動・支払固定	325,953	306,342	△4,692	△4,692
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	3,857	3,857

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	681,176	631,347	3,650	3,650
	受取固定・支払変動	324,860	298,114	11,349	11,349
	受取変動・支払固定	356,315	333,232	△7,699	△7,699
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計		—	—	3,650

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	122,056	110,887	132	132
	為替予約	3,535	—	△27	△27
	売建	2,097	—	△47	△47
	買建	1,437	—	20	20
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	104	104

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	125,231	104,868	148	148
	為替予約	3,384	25	31	31
	売建	1,838	25	64	64
	買建	1,545	—	△32	△32
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	179	179

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方 法	金利スワップ	貸出金	28,867	26,892	△97
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		28,867	26,892	△97
	金利先物	—	—	—	
	売建	—	—	—	
	買建	—	—	—	
	金利オプション	—	—	—	
	売建	—	—	—	
	買建	—	—	—	
	その他	—	—	—	
	売建	—	—	—	
買建	—	—	—		
金利ス ワップ の特例 処理	金利スワップ	貸出金、借入金 等の有利息の金 融資産・負債	47,785	37,485	(注) 3
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		47,785	37,485	
合計		—	—	—	△97

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金、借入金等の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ 会計の 方法	種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方 法	金利スワップ	貸出金	34,669	32,000	△401
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		34,669	32,000	△401
	金利先物		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
金利ス ワップ の特例 処理	金利スワップ	貸出金、借入金 等の有利息の金 融資産・負債	52,459	45,225	(注) 3
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		52,459	45,225	
合計		—	—	—	△401

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金、借入金等の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当行及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。また、一部の連結子会社については、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	23,984	25,885
会計方針の変更に伴う累積的影響額	1,350	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	25,335	—
勤務費用	944	978
利息費用	339	347
数理計算上の差異の発生額	799	4,018
退職給付の支払額	△1,532	△1,145
退職給付債務の期末残高	25,885	30,085

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	21,022	24,419
期待運用収益	798	927
数理計算上の差異の発生額	2,030	△1,451
事業主からの拠出額	1,370	1,523
退職給付の支払額	△803	△712
年金資産の期末残高	24,419	24,707

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	19,812	23,322
年金資産	△24,419	△24,707
	△4,607	△1,385
非積立型制度の退職給付債務	6,073	6,762
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,465	5,377

退職給付に係る負債	6,073	6,762
退職給付に係る資産	△4,607	△1,385
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,465	5,377

- (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	944	978
利息費用	339	347
期待運用収益	△798	△927
数理計算上の差異の費用処理額	313	332
その他	91	86
確定給付制度に係る退職給付費用	889	817

- (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
数理計算上の差異	1,545	△5,137
合計	1,545	△5,137

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△724	△5,862
合計	△724	△5,862

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
債券	34.5%	40.5%
株式	43.4%	34.6%
生命保険一般勘定	20.5%	23.5%
その他	1.4%	1.2%
合計	100.0%	100.0%

（注）年金資産に対して設定した退職給付信託はありません。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	1.3%	0.4%
長期期待運用収益率	3.8%	3.8%

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
新株予約権戻入益	14百万円	6百万円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数(名)	当行の役職員 183	当行の取締役 9	当行の取締役を 兼務しない執行 役員 14 当行の使用人 46	当行の取締役 10
株式の種類別ストック ・オプションの数 (株)	普通株式 46,400	普通株式 16,200	普通株式 11,500	普通株式 17,400
付与日	平成17年7月29日	平成18年7月31日	平成18年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成19年6月30日 至 平成27年6月29日	8年間 自 平成20年6月30日 至 平成28年6月29日	8年間 自 平成20年6月30日 至 平成28年6月29日	8年間 自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数(名)	当行の取締役を 兼務しない執行 役員 14 当行の使用人 48	当行の取締役 9 当行の取締役を 兼務しない執行 役員 16 当行の使用人 45	当行の取締役 11 当行の取締役を 兼務しない執行 役員 14 当行の使用人 57
株式の種類別ストック ・オプションの数 (株)	普通株式 11,200	普通株式 28,900	普通株式 35,000
付与日	平成19年7月31日	平成20年7月31日	平成21年7月31日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日	8年間 自 平成22年6月28日 至 平成30年6月27日	8年間 自 平成23年6月27日 至 平成31年6月26日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	22,600	6,200	5,700	7,800
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	22,600	—	1,700	—
未行使残	—	6,200	4,000	7,800

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	7,000	22,700	31,900
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	1,900	2,700	3,100
未行使残	5,100	20,000	28,800

② 単価情報

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	3,130	4,900	4,900	4,610
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	1,380	1,380	960

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	4,610	3,020	1,930
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	960	370	510

4 スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	39,147百万円	31,065百万円
税務上の繰越欠損金	8,575	7,981
退職給付に係る負債	465	1,648
賞与引当金	831	773
有価証券償却	551	390
その他	3,128	2,896
繰延税金資産小計	52,699	44,755
評価性引当額	△23,001	△18,382
繰延税金資産合計	29,698	26,373
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△4,876	△4,902
貸出金	△1,092	△927
有形固定資産	△824	△767
その他	△153	△143
繰延税金負債小計	△6,947	△6,741
繰延税金資産の純額	22,750百万円	19,631百万円

2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率 (調整)	35.6%	33.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.4
住民税均等割等	0.4	0.4
損金不算入ののれん償却額	1.1	1.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.4	△0.1
評価性引当額	△35.7	△17.2
連結調整項目	△0.0	0.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	12.5	5.4
欠損金の繰越控除制度変更による期末繰延税金資産の減額修正	9.7	△0.2
その他	0.1	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.7%	23.6%

3 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。この税率変更により、「繰延税金資産」は1,007百万円減少し、「その他有価証券評価差額金」は222百万円増加し、「繰延ヘッジ損益」は5百万円減少し、「退職給付に係る調整累計額」は96百万円減少し、「法人税等調整額」は1,128百万円増加しております。「再評価に係る繰延税金負債」は20百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額が控除限度額とされ、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額が控除限度額とされることに伴い、「繰延税金資産」は33百万円増加し、「法人税等調整額」は同額減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する意思決定機関である経営会議が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業」、「リース業」、「その他事業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は預金業務、貸出金業務、信用保証業務、為替業務を中心とした銀行業務を行っております。「リース業」はリース業務を行っております。「その他事業」は、クレジットカード業務等「銀行業」、「リース業」以外の金融サービス業務を行っております。

2 報告セグメントごとの利益又は損失、資産、その他の項目の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの利益又は損失、資産の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益 ①	70,337	1,367	926	72,630
経費 ②	44,415	940	994	46,350
与信関係費用 ③	2,592	△69	△26	2,496
セグメント利益 ①－②－③	23,328	496	△41	23,783
セグメント資産	4,308,798	42,652	4,631	4,356,082

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益 ①	67,365	1,341	966	69,673
経費 ②	43,107	946	949	45,003
与信関係費用 ③	1,265	△358	△16	889
セグメント利益 ①－②－③	22,992	752	33	23,779
セグメント資産	4,467,007	47,190	4,751	4,518,949

4 報告セグメントの利益又は損失、資産の金額の合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント利益	23,783	23,779
セグメント間取引消去	△103	1
株式等損益	△60	△58
その他	△543	△1,503
連結損益計算書の経常利益	23,077	22,218

(注) 1 株式等損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 その他には、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんの償却額△736百万円が各々含まれております。

(2) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	4,356,082	4,518,949
セグメント間取引消去	△33,015	△35,932
連結貸借対照表の資産合計	4,323,067	4,483,017

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	65,318	2,241	8,520	19,769	95,851

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	62,495	2,156	7,712	17,981	90,346

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
減損損失	181	—	—	181

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
減損損失	1,001	—	—	1,001

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
当期償却額	736	—	—	736
当期末残高	10,988	—	—	10,988

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
当期償却額	736	—	—	736
当期末残高	10,252	—	—	10,252

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	
親会社	株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996	銀行業務	被所有 49.73 (0.35)	
		関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		銀行業務	営業取引	503	預金	1,020

(注) 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の()内は、間接所有の割合(内書き)であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 一般の取引先と同様に決定しております。
- ② 営業取引の取引金額は、預金の平均残高であります。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	
親会社	株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996	銀行業務	被所有 49.72 (0.35)	
		関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		銀行業務	営業取引	1,010	預金	928

(注) 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の()内は、間接所有の割合(内書き)であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 一般の取引先と同様に決定しております。
- ② 営業取引の取引金額は、預金の平均残高であります。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	
親会社の子会社	SMB C信用保証 株式会社	東京都港区	187,720	銀行業務	0.11	
		関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		銀行業務	営業取引	30,000	譲渡性預金	30,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 一般の取引先と同様に決定しております。
- ② 営業取引の取引金額は、譲渡性預金の平均残高であります。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	
親会社の子会社	SMB C信用保証 株式会社	東京都港区	187,720	銀行業務	0.11	
		関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		銀行業務	営業取引	39,016	譲渡性預金	50,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 一般の取引先と同様に決定しております。
- ② 営業取引の取引金額は、譲渡性預金の平均残高であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
（東京、名古屋、ニューヨーク証券取引所に上場）
株式会社三井住友銀行（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	1,447円36銭	1,556円98銭
1株当たり当期純利益金額	209円50銭	191円77銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	131円80銭	122円90銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	182,612	190,657
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	76,233	76,227
(うち優先株式)	73,000	73,000
(うち優先配当額)	1,954	1,921
(うち新株予約権)	55	48
(うち非支配株主持分)	1,223	1,257
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	106,379	114,430
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	73,498	73,495

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	17,354	16,016
普通株主に帰属しない金額	百万円	1,954	1,921
(うち優先配当額)	百万円	1,954	1,921
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	15,399	14,094
普通株式の期中平均株式数	千株	73,502	73,496
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	15,399	14,094
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額	百万円	1,954	1,921
(うち優先配当額)	百万円	1,954	1,921
普通株式の期中平均株式数	千株	73,502	73,496
普通株式増加数	千株	58,162	56,817
(うち優先株式)	千株	58,162	56,817

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 22千株 平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 6千株 普通株式 5千株 平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 7千株 普通株式 7千株 平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 22千株 平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 31千株	平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 6千株 普通株式 4千株 平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 7千株 普通株式 5千株 平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 20千株 平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 28千株

※ 潜在株式のうち優先株式の概要は「第4 [提出会社の状況] の1 [株式等の状況] の(1) [株式の総数等] の② [発行済株式]」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	株式会社関西アーバン銀行 第10回無担保永久社債 (劣後特約付)	平成22年 12月24日	10,000	—	—	—	—
	株式会社関西アーバン銀行 第11回期限前償還条項付 無担保社債 (劣後特約付)	平成23年 3月9日	10,100	—	—	—	—
	株式会社関西アーバン銀行 第12回無担保永久社債 (劣後特約付及び分割制限 付少人数私募)	平成23年 3月25日	4,100	—	—	—	—
	株式会社関西アーバン銀行 第13回期限前償還条項付 無担保社債 (劣後特約付)	平成23年 6月17日	15,000	15,000	2.60	なし	平成33年 6月17日
	株式会社関西アーバン銀行 第14回無担保永久社債 (劣後特約付)	平成24年 3月9日	9,000	9,000	3.50	なし	定めず
	株式会社関西アーバン銀行 第15回期限前償還条項付 無担保社債 (劣後特約付)	平成24年 12月14日	10,000	10,000	2.31	なし	平成34年 12月14日
合計	—	—	58,200	34,000	—	—	—

- (注) 1 「利率」は、期末日現在に適用されている「利率」であります。
 2 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額 (百万円)	—	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	179,755	135,606	0.37	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	179,755	135,606	0.37	平成28年4月～ 定めず
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定 のものを除く。）	—	—	—	—

- (注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。
2 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金 (百万円)	52,041	370	47,045	18,500	10,650

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末及び直前連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該各連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

①当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益 (百万円)	22,883	45,117	67,443	90,346
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額 (百万円)	5,887	10,169	16,357	21,037
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	5,273	8,862	14,389	16,016
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	71.75	120.58	195.78	191.77

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (△は1株当たり四半期純損 失金額) (円)	71.75	48.82	75.20	△4.01

②その他

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
現金預け金	304,781	307,381
現金	26,267	25,664
預け金	278,514	281,717
コールローン	3,605	5,634
有価証券	※7 326,753	※7 298,956
国債	135,411	116,995
地方債	1,838	1,976
社債	※12 122,482	※12 108,786
株式	※1 43,557	※1 43,145
その他の証券	23,464	28,053
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※8 3,605,829	※2, ※3, ※4, ※5, ※8 3,766,204
割引手形	※6 6,869	※6 6,706
手形貸付	89,985	94,660
証書貸付	3,439,817	3,590,964
当座貸越	69,156	73,873
外国為替	7,231	9,015
外国他店預け	4,900	7,614
買入外国為替	※6 1,809	※6 1,093
取立外国為替	521	307
その他資産	19,330	19,384
未決済為替貸	1	1
前払費用	296	159
未収収益	2,912	2,830
金融派生商品	10,204	12,402
その他の資産	※7 5,915	※7 3,990
有形固定資産	※9 28,439	※9 52,968
建物	10,478	12,497
土地	13,469	36,295
リース資産	2,937	3,058
建設仮勘定	245	22
その他の有形固定資産	1,308	1,095
無形固定資産	16,659	15,975
ソフトウェア	4,651	4,586
のれん	10,988	10,252
リース資産	214	485
その他の無形固定資産	804	651
前払年金費用	4,685	5,961
繰延税金資産	20,533	16,360
支払承諾見返	7,711	7,319
貸倒引当金	△24,642	△21,478
資産の部合計	4,320,918	4,483,684

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
預金	※7 3,752,822	※7 3,821,907
当座預金	81,380	82,023
普通預金	1,015,733	1,097,518
貯蓄預金	16,677	16,006
通知預金	12,550	9,840
定期預金	2,595,795	2,579,933
その他の預金	30,684	36,584
譲渡性預金	124,010	169,774
コールマネー	—	105,000
借入金	※7 165,170	※7 120,121
借入金	※10 165,170	※10 120,121
外国為替	47	108
売渡外国為替	47	103
未払外国為替	—	4
社債	※11 58,200	※11 34,000
その他負債	22,747	24,568
未払法人税等	408	497
未払費用	6,600	6,613
前受収益	2,000	1,936
従業員預り金	0	—
金融派生商品	6,426	8,960
リース債務	3,246	3,691
資産除去債務	288	305
その他の負債	3,776	2,562
賞与引当金	2,450	2,440
退職給付引当金	5,485	5,554
睡眠預金払戻損失引当金	609	666
偶発損失引当金	580	536
再評価に係る繰延税金負債	408	366
支払承諾	7,711	7,319
負債の部合計	4,140,243	4,292,362

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	94,163	94,163
資本準備金	18,937	18,937
その他資本剰余金	75,225	75,225
利益剰余金	28,422	38,706
利益準備金	862	1,841
その他利益剰余金	27,560	36,864
繰越利益剰余金	27,560	36,864
自己株式	△598	△603
株主資本合計	169,027	179,305
その他有価証券評価差額金	10,851	11,518
繰延ヘッジ損益	△73	△338
土地再評価差額金	814	787
評価・換算差額等合計	11,592	11,967
新株予約権	55	48
純資産の部合計	180,674	191,321
負債及び純資産の部合計	4,320,918	4,483,684

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)
経常収益	85,577	81,737
資金運用収益	68,092	65,133
貸出金利息	65,362	62,645
有価証券利息配当金	2,424	2,200
コールローン利息	15	36
預け金利息	252	203
その他の受入利息	38	46
役務取引等収益	13,912	12,734
受入為替手数料	1,885	1,869
その他の役務収益	12,027	10,865
その他業務収益	1,607	1,801
外国為替売買益	132	107
商品有価証券売買益	0	0
国債等債券売却益	1	55
金融派生商品収益	1,383	1,550
その他の業務収益	90	88
その他経常収益	1,964	2,067
貸倒引当金戻入益	208	800
償却債権取立益	1	1
株式等売却益	24	95
その他の経常収益	※1 1,730	※1 1,170
経常費用	63,311	61,315
資金調達費用	8,780	7,605
預金利息	6,087	5,202
譲渡性預金利息	145	128
コールマネー利息	0	0
借入金利息	342	360
社債利息	1,963	1,623
金利スワップ支払利息	90	99
その他の支払利息	150	191
役務取引等費用	8,172	8,182
支払為替手数料	434	435
その他の役務費用	7,738	7,746
その他業務費用	—	55
国債等債券売却損	—	55
営業経費	44,609	43,709
その他経常費用	1,749	1,762
貸出金償却	3	—
株式等売却損	—	141
株式等償却	84	12
その他の経常費用	※2 1,661	※2 1,608
経常利益	22,266	20,422

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)
特別利益	64	9
固定資産処分益	49	2
新株予約権戻入益	14	6
特別損失	336	1,189
固定資産処分損	154	188
減損損失	181	1,001
税引前当期純利益	21,994	19,242
法人税、住民税及び事業税	9	△127
法人税等調整額	4,973	4,240
法人税等合計	4,982	4,112
当期純利益	17,011	15,130

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	47,039	18,937	75,225	94,163	—	16,515	16,515
会計方針の変更による累積的影響額						△871	△871
会計方針の変更を反映した当期首残高	47,039	18,937	75,225	94,163	—	15,644	15,644
当期変動額							
剰余金の配当					862	△5,172	△4,310
当期純利益						17,011	17,011
自己株式の取得							
自己株式の処分			△0	△0			
土地再評価差額金の取崩						76	76
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	△0	△0	862	11,915	12,777
当期末残高	47,039	18,937	75,225	94,163	862	27,560	28,422

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△589	157,129	4,939	△90	848	5,697	70	162,897
会計方針の変更による累積的影響額		△871						△871
会計方針の変更を反映した当期首残高	△589	156,258	4,939	△90	848	5,697	70	162,026
当期変動額								
剰余金の配当		△4,310						△4,310
当期純利益		17,011						17,011
自己株式の取得	△8	△8						△8
自己株式の処分	0	0						0
土地再評価差額金の取崩		76						76
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			5,911	16	△33	5,894	△14	5,879
当期変動額合計	△8	12,768	5,911	16	△33	5,894	△14	18,648
当期末残高	△598	169,027	10,851	△73	814	11,592	55	180,674

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	47,039	18,937	75,225	94,163	862	27,560	28,422
当期変動額							
剰余金の配当					978	△5,873	△4,894
当期純利益						15,130	15,130
自己株式の取得							
自己株式の処分			△0	△0			
土地再評価差額金の取崩						48	48
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	△0	△0	978	9,304	10,283
当期末残高	47,039	18,937	75,225	94,163	1,841	36,864	38,706

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△598	169,027	10,851	△73	814	11,592	55	180,674
当期変動額								
剰余金の配当		△4,894						△4,894
当期純利益		15,130						15,130
自己株式の取得	△5	△5						△5
自己株式の処分	0	0						0
土地再評価差額金の取崩		48						48
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			666	△264	△27	375	△6	368
当期変動額合計	△5	10,278	666	△264	△27	375	△6	10,646
当期末残高	△603	179,305	11,518	△338	787	11,967	48	191,321

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、株式は原則として決算日前1カ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、80,789百万円（前事業年度末は105,635百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(3) 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式総額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
株式	21,745百万円	21,745百万円

※2 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
破綻先債権額	1,347百万円	548百万円
延滞債権額	66,282百万円	57,247百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	330百万円	46百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
貸出条件緩和債権額	5,185百万円	9,085百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
合計額	73,146百万円	66,927百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
8,679百万円	7,800百万円

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	165,679百万円	153,121百万円
担保資産に対応する債務		
預金	5,889 〃	7,381 〃
借入金	156,920 〃	113,121 〃

上記のほか、為替決済等の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
有価証券	13,027百万円	13,077百万円

また、その他の資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
保証金	3,682百万円	2,295百万円

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
融資未実行残高	483,045百万円	445,488百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	472,504百万円	423,285百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
圧縮記帳額	640百万円	640百万円
(当該事業年度の圧縮 記帳額)	(一)	(一)

※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりま
す。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
劣後特約付借入金	8,250百万円	7,000百万円

※11 社債は、劣後特約付社債であります。

※12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の
額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
	2,611百万円	2,009百万円

(損益計算書関係)

※1 「その他の経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額	1,291百万円	857百万円

※2 「その他の経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	609百万円	666百万円
保証協会保証付貸出金に対する負担金	337百万円	466百万円
貸出債権売却に伴う損失	506百万円	161百万円

(有価証券関係)

1 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
子会社株式	21,745	21,745

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	36,472百万円	28,791百万円
税務上の繰越欠損金	7,972	7,463
賞与引当金	809	752
有価証券償却	546	385
減損損失	233	367
その他	3,039	2,345
繰延税金資産小計	49,073	40,106
評価性引当額	△21,600	△17,006
繰延税金資産合計	27,473	23,099
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△4,876	△4,902
貸出金	△1,092	△927
有形固定資産	△824	△767
その他	△145	△141
繰延税金負債合計	△6,939	△6,739
繰延税金資産の純額	20,533百万円	16,360百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.4
住民税均等割等	0.4	0.4
損金不算入ののれん償却額	1.2	1.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.8	△0.5
評価性引当額	△36.5	△19.0
連結納税適用による影響	0.1	0.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	12.2	5.5
欠損金の繰越控除制度変更による期末繰延税金資産の減額修正	10.1	△0.2
その他	0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.7%	21.4%

3 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。この税率変更により、「繰延税金資産」は835百万円減少し、「その他有価証券評価差額金」は222百万円増加し、「繰延ヘッジ損益」は6百万円減少し、「法人税等調整額」は1,051百万円増加しております。「再評価に係る繰延税金負債」は20百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額が控除限度額とされ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額が控除限度額とされることに伴い、「繰延税金資産」は33百万円増加し、「法人税等調整額」は同額減少しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	22,864	3,575	503 (340)	25,937	13,439	1,151	12,497
土地	13,469 [1,223]	23,526	701 (509) [69]	36,295 [1,153]	—	—	36,295
リース資産	4,120	712	621	4,210	1,152	590	3,058
建設仮勘定	245	148	371	22	—	—	22
その他の 有形固定資産	5,552 [—]	110	344 (0) [—]	5,319 [—]	4,223	304	1,095
有形固定資産計	46,252 [1,223]	28,074	2,542 (850) [69]	71,784 [1,153]	18,815	2,046	52,968
無形固定資産							
ソフトウェア	18,803	1,891	39	20,655	16,069	1,937	4,586
のれん	14,733	—	—	14,733	4,481	736	10,252
リース資産	404	334	136	603	117	63	485
その他の 無形固定資産	816	—	151 (151)	664	13	1	651
無形固定資産計	34,757	2,226	326 (151)	36,657	20,681	2,739	15,975

(注1) 「当期減少額」欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

(注2) 当期首残高欄、当期減少額欄、当期末残高欄における[]内は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【引当金明細表】

区分		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒 引当金	一般貸倒引当金	9,004	9,293	—	9,004	9,293
	個別貸倒引当金	15,637	5,285	2,362	6,374	12,185
	うち非居住者 向け債権分	—	—	—	—	—
	特定海外債権引 当勘定	—	—	—	—	—
賞与引当金		2,450	2,440	2,450	—	2,440
睡眠預金払戻損失引当金		609	666	609	—	666
偶発損失引当金		580	536	—	580	536
計		28,282	18,221	5,421	15,960	25,121

(注) 「当期減少額(その他)」欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
 個別貸倒引当金……………洗替等による取崩額
 偶発損失引当金……………洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	408	617	528	—	497
未払法人税等	192	77	82	—	187
未払事業税	216	539	445	—	310

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式100株 第一種優先株式1,000株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 ———— 以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これに買取りまたは買増しに係る単元未満株式の1単元の株式の数に対する割合を乗じた額とする。1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 (算式) 1単元当たりの買取りまたは買増し金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、大阪市において発行する産業経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.kansaiurban.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当行の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式の買増しを請求する権利
- (4) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|-----|-------------------------------|-----------------|-----------------------------|--------------------------|
| (1) | 有価証券報告書
及びその添付書類
並びに確認書 | 事業年度
(第152期) | 自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日 | 平成27年6月26日
関東財務局長に提出。 |
|-----|-------------------------------|-----------------|-----------------------------|--------------------------|

- | | | | | |
|-----|-----------------|--|--|--------------------------|
| (2) | 内部統制報告書及びその添付書類 | | | 平成27年6月26日
関東財務局長に提出。 |
|-----|-----------------|--|--|--------------------------|

- | | | | | |
|-----|-------|--|--|--------------------------|
| (3) | 臨時報告書 | | | 平成27年6月29日
関東財務局長に提出。 |
|-----|-------|--|--|--------------------------|

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

- | | | | | |
|-----|-----------------|--------------|-----------------------------|--------------------------|
| (4) | 四半期報告書
及び確認書 | (第153期第1四半期) | 自 平成27年4月1日
至 平成27年6月30日 | 平成27年7月30日
関東財務局長に提出。 |
|-----|-----------------|--------------|-----------------------------|--------------------------|

- | | | | | |
|-----|-----------------|--------------|-----------------------------|---------------------------|
| (5) | 四半期報告書
及び確認書 | (第153期第2四半期) | 自 平成27年7月1日
至 平成27年9月30日 | 平成27年11月11日
関東財務局長に提出。 |
|-----|-----------------|--------------|-----------------------------|---------------------------|

- | | | | | |
|-----|-----------------|--------------|-------------------------------|--------------------------|
| (6) | 四半期報告書
及び確認書 | (第153期第3四半期) | 自 平成27年10月1日
至 平成27年12月31日 | 平成28年1月25日
関東財務局長に提出。 |
|-----|-----------------|--------------|-------------------------------|--------------------------|

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6 月28日

株式会社関西アーバン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 山 和 弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 紹 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社関西アーバン銀行の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社関西アーバン銀行が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月28日

株式会社関西アーバン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 山 和 弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 紹 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第153期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月29日

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役会長兼頭取 橋本 和正

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 大阪府中央区西心齋橋1丁目2番4号

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部
(滋賀県大津市中央4丁目5番12号)
株式会社関西アーバン銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地)
株式会社関西アーバン銀行神戸支店
(兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役会長兼頭取 橋本 和正は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(1) 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として行っております。

(2) 財務報告に係る内部統制の評価に当たり準拠した基準

財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

(3) 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

(4) 財務報告に係る内部統制の評価の範囲

当行及び連結子会社について、当行の財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲としております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的影響の重要性が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度における経常収益（連結会社間取引消去前）の割合が3分の2超を占める事業拠点である当行を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金及び有価証券に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを、財務報告に重要な影響を及ぼす業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

付記すべき事項はございません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はございません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【会社名】	株式会社関西アーバン銀行
【英訳名】	Kansai Urban Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役会長兼頭取 橋本 和正
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部 (滋賀県大津市中央4丁目5番12号) 株式会社関西アーバン銀行京都支店 (京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地) 株式会社関西アーバン銀行神戸支店 (兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役会長兼頭取 橋本 和正は、当社の第153期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。